

官報

号外
平成二十三年三月二十五日

○第百七十七回 衆議院會議録 第十一号

平成二十三年三月二十五日(金曜日)

議事日程 第六号

平成二十三年三月二十五日

午後一時開議

第一 関稅定率法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への

加盟に伴う措置に関する法律等の一部を

改正する法律案(内閣提出)

第三 中小企業者等に対する金融の円滑化を図

るための臨時措置に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出)

第四 踏切道改良促進法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づ

き、承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

裁判官彈劾裁判所裁判員辭職の件

裁判官彈劾裁判所裁判員の選舉

政治資金適正化委員会委員の指名

日程第一 関稅定率法等の一部を改正する法律

案(内閣提出)

日程第二 國際通貨基金及び國際復興開發銀行

への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を

改正する法律案(内閣提出)

日程第三 中小企業者等に対する金融の円滑化

を図るための臨時措置に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出)

日程第四 踏切道改良促進法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基

づき、承認を求めるの件

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

裁判官彈劾裁判所裁判員辭職の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

裁判官彈劾裁判所裁判員土肥隆一君から、裁判

員を辭職いたしたいとの申し出があります。右申

し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、許可することに決まりました。

裁判官彈劾裁判所裁判員の選舉

○議長(横路孝弘君) つきましては、裁判官彈劾

裁判所裁判員の選舉を行います。

○小宮山泰子君 裁判官彈劾裁判所裁判員の選舉

は、その手続を省略して、議長において指名され

ることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御

異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に西村智奈美

さんを指名いたします。

政治資金適正化委員会委員の指名

○議長(横路孝弘君) 政治資金適正化委員会委員

の指名を行います。

○小宮山泰子君 政治資金適正化委員会委員の指

名については、その手続を省略して、議長におい

て指名されることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御

異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のとおり決まりました。

議長は、政治資金適正化委員会委員に

上田 廣一君 小見山 満君

日出 雄平君 谷口 将紀君

及び 牧之内隆久君

を指名いたします。

日程第一 関稅定率法等の一部を改正する法

律案(内閣提出)

日程第二 國際通貨基金及び國際復興開發銀

行への加盟に伴う措置に関する法律等の一

部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 中小企業者等に対する金融の円滑

化を図るための臨時措置に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、関稅定率法等の

一部を改正する法律案、日程第二、國際通貨基金

及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関す

る法律等の一部を改正する法律案、日程第三、中

小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨

時措置に関する法律の一部を改正する法律案、右

三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長石田

勝之君。

関稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(石田勝之君登壇)

○石田勝之君 たいいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関稅定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、特惠關稅制度、關稅率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための關稅手續の改善、關稅における水際取り締まりの充實強化等を図るものであります。

次に、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案は、國際通貨基金、國際復興開發銀行、國際金融公社及び國際開發協會に対する加盟国の出資總額がそれぞれ増額されることとなることに伴い、我が国のこれらの機關への出資額を増額するための措置を講ずるものであります。

次に、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機關の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅

資金借入者の生活の安定を引き続き期するため、中小企業金融円滑化法の期限を一年間延長し、平成二十四年三月三十一日までとするものであります。

各案は、去る三月十八日当委員会に付託され、二十二日、野田財務大臣、自見國務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、關稅定率法等の一部を改正する法律案及び國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(橋路孝弘君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。本案は委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案 内閣提出

○議長(橋路孝弘君) 日程第四、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。国土交通委員長古賀一成君。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(古賀一成君登壇)

○古賀一成君 たいいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、改良すべき踏切道を指定することができ期間を、平成二十三年以降、さらに五力年間延長すること、

第二に、踏切道の改良に係る計画のうち、立体交差化計画等であつて鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者が作成するものについて作成及び提出の義務づけを廃止し、任意の作成及び提出とすること

などであります。

本案は、去る三月十日本委員会に付託され、翌十一日大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴

取し、二十三日、質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(橋路孝弘君) 日程第五、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長原口一博君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(原口一博君登壇)

○原口一博君 たいいま議題となりました承認案件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成二十三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認

を求めるものであります。

収支予算は、一般勘定において、事業収入は六千九百二十六億円、事業支出は六千八百八十六億円でありまして、事業収支差金四十億円となっております。

事業計画は、テレビ放送の完全デジタル化に向け万全な対策を実施するとともに、衛星テレビ放送をハイビジョン二波に再編した上でのテレビ放送四波による個性を発揮した放送サービスを行うほか、受信料の公平負担に向けた取り組みを強化する等としております。

資金計画は、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、この収支予算等について、「三年ぶりの黒字予算を編成しており、また、テレビ放送の完全デジタル化への取組を徹底するものとなっているなど、妥当なものと認められる」との総務大臣の意見が付されております。

本件は、去る三月二十三日日本委員会に付託され、昨二十四日、片山総務大臣から提案理由の説明を、日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと決しました。なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

出席閣僚大臣

総務大臣 片山 善博君
財務大臣 野田 佳彦君
国土交通大臣 大島 章宏君
国務大臣 自見庄三郎君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る二十二日、鬼塚事務総長から赤松裁判官訴追委員会委員長及び橋本参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴追委員会を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官訴追委員

杏掛 哲男君 (吉田公一君の補欠)

(報告書受領)

一、去る二十三日、人事院総裁江利川毅君から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十二年官民人事交流に関する年次報告

(理事補欠選任)

一、去る二十三日、国土交通委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 若井 康彦君(理事辻元清美君去る二十三日理事辞任につきその補欠)

一、昨二十四日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 石田 真敏君(理事大野功統君昨二十四日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

東 祥三君

岡田 康裕君

勝又恒一郎君

吉田 泉君

野田 国義君

稲富 修二君

高橋 英行君

三日月大造君

若井 康彦君

農林水産委員

辞任

石山 敬貴君

谷川 弥一君

川越 孝洋君

近藤三津枝君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

阿久津幸彦君

岡田 康裕君

岸本 周平君

阪口 直人君

竹田 光明君

向山 好一君

補欠

三日月大造君

野田 国義君

高橋 英行君

若井 康彦君

稲富 修二君

岡田 康裕君

勝又恒一郎君

東 祥三君

吉田 泉君

補欠

川越 孝洋君

近藤三津枝君

石山 敬貴君

谷川 弥一君

次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

補欠

竹田 光明君

向山 好一君

阪口 直人君

岸本 周平君

阿久津幸彦君

岡田 康裕君

外務委員

辞任

阪口 直人君

道休誠一郎君

笠井 亮君

磯谷香代子君

玉置 公良君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

補欠

玉置 公良君

磯谷香代子君

道休誠一郎君

阪口 直人君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

菅井 亮君

西 博義君 稲津 久君
川越 孝洋君 石山 敬貴君
小野寺五典君 小里 泰弘君
稲津 久君 西 博義君
国土交通委員

補欠

市村浩一郎君 井戸まさえ君
糸川 正晃君 橋本 勉君
香掛 哲男君 玉城デニー君
高邑 勉君 松岡 広隆君
津川 祥吾君 小山 展弘君
辻元 清美君 三日月大造君
橋本 清仁君 小林 正枝君
畑 浩治君 神山 洋介君
谷田川 元君 打越あかし君
龜井 静香君 下地 幹郎君
井戸まさえ君 市村浩一郎君
打越あかし君 谷田川 元君
神山 洋介君 畑 浩治君
小林 正枝君 橋本 清仁君
小山 展弘君 津川 祥吾君
玉城デニー君 香掛 哲男君
橋本 勉君 糸川 正晃君
松岡 広隆君 高邑 勉君
三日月大造君 辻元 清美君
下地 幹郎君 龜井 静香君

総務委員

補欠

石井 章君 渡辺 義彦君
中後 淳君 中野渡詔子君
湯原 俊二君 吉田 統彦君
川崎 二郎君 あべ 俊子君
吉田 統彦君 井戸まさえ君
渡辺 義彦君 加藤 学君
井戸まさえ君 湯原 俊二君
加藤 学君 石井 章君
中野渡詔子君 中後 淳君
あべ 俊子君 川崎 二郎君

政治倫理審査委員会委員

補欠

辻元 清美君 坂口 岳洋君
政治倫理審査委員会委員

政治倫理審査委員会委員

補欠

井戸まさえ君 鉢呂 吉雄君

政治倫理審査委員会委員

補欠

鉢呂 吉雄君

議案提出

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

補欠

浅尾慶一郎君 山内 康一君
山内 康一君 浅尾慶一郎君

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号) 法務委員会 付託

議案送付

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年
度における子ども手当の支給に関する法律の
一部を改正する法律案(城島光力君外六名提出)
国民生活等の混乱を回避するための租税特別措
置法等の一部を改正する法律案(野田毅君外三
名提出)

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の
一部を改正する法律案(石田真敏君外四名提出)

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の
一部を改正する法律案(石田真敏君外四名提出)

一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員木村太
郎君提出高速道路無料化による事故の急増に関
する再質問に対して、質問事項について検討す
る必要がある、これに日時を要するため、平成
二十三年四月一日までに答弁する旨の国会法第
七十五条第二項後段の規定による通知書を受領
した。

関稅定率法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成二十三年一月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二八三四・二九号を次のように改める。

二八三四・二九	その他のもの	無税
	一 硝酸カルシウム及び硝酸バリウム	
	二 その他のもの	三・九%

別表第五六〇八・一九号中「八・二%」を「五%」に改め、同表第五六〇八・九〇号中「九・一%」を「五%」に改める。

別表第五八・一〇号中「二七・九%」を「無税」に改める。

別表第六二・一二号中「八・五%」を「無税」に改める。

別表第八一〇・一〇号中「一キログラムにつき二二円四〇銭」を「無税」に改める。

別表第八五四四・二〇号中「五・八%」を「無税」に改め、同表第八五四四・三〇号を次のように改める。

八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット(車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限定する。)	無税
---------	---	----

別表第八五四四・四二号及び第八五四四・四九号中「五・八%」を「無税」に改め、同表第八五四四・六〇号を次のように改める。

八五四四・六〇	その他の電気導体(使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えないものに限定する。)	無税
---------	--------------------------------------	----

別表第九六一三・一〇号中「二・六%」を「無税」に改め、同表第九六一三・二〇号を次のように改める。

九六一三・二〇	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限定する。)	
	一 貴金属、これを貼り若しくはめつぎした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの	五・一%
	二 その他のもの	無税

別表第九六一三・八〇号中「四・一%」を「無税」に改め、同表第九六一三・九〇号中「四・六%」を「無税」に改める。

第二条 関税定率法の一部を次のように改正する。

別表第一類の注1(a)中「又は第〇三・〇七項を」第〇三・〇七項又は第〇三・〇八項に、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

別表第一類の備考1中「第〇一・〇二・一〇号」を「第〇一・〇二項」に改める。

別表第〇一・〇一・〇二項及び第〇一・〇二項を次のように改める。

〇一・〇一 馬、ろ馬、ら馬及びヒニ(生きているものに限定する。)

〇一・〇二 馬

純粋種の繁殖用のもの

一 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの

二 その他のもの

(一) 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限定する。)

(二) その他のもの

〇一・〇一・二九

その他のもの

一 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの

二 その他のもの

(一) 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限定する。)

(二) その他のもの

ろ馬

その他のもの

牛(生きているものに限定する。)

家畜のもの

純粋種の繁殖用のもの

その他のもの

一頭につき
四、〇〇〇
円

一頭につき
四、〇〇〇
円

無税

無税

無税

無税

無税

無税

別表第〇一・〇五項中 〇一〇五・一三 〇一〇五・一四 〇一〇五・一五 あひる がちよう ほろほろ鳥 無税 無税 無税 に改める。	別表第〇一・〇六項を次のように改める。 〇一・〇六 その他の動物(生きてゐるものに限る。) 哺乳類 霊長類 くじら目、海牛目及び鰭脚目 らくだ科 うさぎ その他のもの 無税 無税 無税 無税 無税 無税	一 一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの 二 その他のもの 水牛 純粹種の繁殖用のもの その他のもの その他のもの 一 純粹種の繁殖用のもの 二 その他のもの (一) 一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの (二) その他のもの 一頭につき 四五〇〇円 一頭につき 七五〇〇円 無税 無税 無税 無税	〇一〇二・三二 〇一〇二・三九 〇一〇二・九〇
別表第〇二・〇七項中 〇二〇七・三四 〇二〇七・三五 〇二〇七・三六 あひるのもの あひるのもの あひるのもの 一 肝臓 二 その他のもの (一) あひるのもの (二) その他のもの 無税 無税 一〇％ 一〇％ 一〇％ 五％	〇二〇七・四一 〇二〇七・四二 〇二〇七・四三 あひるのもの 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 分割してないもの(冷凍したものに限る。) 脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 一〇％ 一〇％ 五％	エミュー(ドロマイウス・ノヴァイホルランドイ)及びびだちよう その他のもの 昆虫類 蜂 その他のもの その他のもの 無税 無税 無税 無税 無税	〇一〇六・三三 〇一〇六・三九 〇一〇六・四一 〇一〇六・四九 〇一〇六・九〇

〇二〇七・四四	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%	
〇二〇七・四五	その他のもの(冷凍したものに限る。)	一〇%	
〇二〇七・五一	がちようのもの		
〇二〇七・五二	分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一二・五%	に改める。
〇二〇七・五三	分割してないもの(冷凍したものに限る。)	一二・五%	
〇二〇七・五四	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%	
〇二〇七・五五	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一二・五%	
〇二〇七・六〇	一 肝臓	一〇%	
	二 その他のもの	一二・五%	
	ほろほろ鳥のもの	一〇%	
	一 肝臓(冷凍したものに限る。)	一二・五%	
	二 その他のもの	一二・五%	
別表第〇二〇八・四〇号中「及び海牛目のもの」を「海牛目のもの及び鰭脚目目のもの」に改め、			
同表第〇二〇八・五〇号の次に次の一号を加える。			
〇二〇八・六〇	らくだ科のもの	無税	
別表第〇二・〇九項を次のように改める。			
〇二・〇九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層の脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。)	一〇%	
〇二〇九・一〇	豚のもの	一〇%	
〇二〇九・九〇	その他のもの	一〇%	
別表第〇二二〇・九二号中「及び海牛目のもの」を「海牛目のもの及び鰭脚目目のもの」に改める。			
別表第〇三・〇一項中	〇三〇一・一〇 観賞用の魚	五%	を
	一 こい及び金魚	五%	
	二 その他のもの	二・五%	

〇三〇一・一一	観賞用の魚		
	淡水魚		
	一 こい(キュプリヌス属のもの)及び金魚(カラシウス・アウラトウス)	五%	に改め、同表第〇三〇一・
〇三〇一・一九	二 その他のもの	二・五%	
	その他のもの	二・五%	
九三号中「こい」の下に「キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの」を加え、同表第〇三〇一・九四号中「トウヌス・ティヌス」の下に「及びトウヌス・オリエンタリス」を加える。			
別表第〇三・〇二項から第〇三・〇七項までを次のように改める。			
〇三・〇二	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイレその他の魚肉を除く。)		
〇三〇二・一一	さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)		
〇三〇二・一三	まず(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	五%	
〇三〇二・一四	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)	五%	
〇三〇二・一九	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%	
〇三〇二・二二	その他のもの	五%	
〇三〇二・二三	ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%	
〇三〇二・二四	ハリバット(レインハルドティウス・ヒボグロソイデス、ヒボグロソス・ヒボグロソス及びヒボグロソス・ステノレビス)	五%	
	プレイス(プレウロネクテス・プラテサ)	五%	
	ソール(ソレア属のもの)	五%	
	ターボット(プセタ・マクシマ)	五%	

○三〇二・二九	その他のもの	五%
○三〇二・三一	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
○三〇二・三二	びんながまぐろ(トウヌス・アラランガ)	五%
○三〇二・三三	きはだまぐろ(トウヌス・アルバカレス)	五%
○三〇二・三四	かつお	五%
○三〇二・三五	めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)	五%
○三〇二・三六	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)	五%
○三〇二・三九	みなみまぐろ(トウヌス・マツコイ)	五%
○三〇二・四一	その他のもの	五%
○三〇二・四二	にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイ)	一〇%
○三〇二・四三	かたくちいわし(エンゲラウリス属のもの)	一〇%
○三〇二・四四	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディナ属のもの)	一〇%
○三〇二・四五	一 サルディノプス属のもの	一〇%
○三〇二・四六	二 その他のもの	五%
○三〇二・四七	さば(スコムベル・スコムベルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%
○三〇二・五一	あじ(トラクルス属のもの)	一〇%
	すぎ(ラキュセントロン・カナドウム)	五%
	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	五%
	さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだ科、かわりひれたら科、メルルサ科、ちこだ科又はうなぎだ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一〇%
○三〇二・五二	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%
○三〇二・五三	コールフィッシュ(ボラキウス・ヴィレンス)	五%
○三〇二・五四	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	一〇%
	一 メルルシウス属のもの	一〇%
	二 ウロフュキス属のもの	一〇%
○三〇二・五五	すけそうだら(テラグラ・カルコグラマ)	一〇%
○三〇二・五六	ブルーホワイティング(ミクロメシステイウス・ポウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	五%
○三〇二・五九	その他のもの	五%
	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	一〇%
	二 その他のもの	五%
○三〇二・七一	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びいらいぎよ(カンナ属のもの)(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
○三〇二・七二	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	五%
○三〇二・七三	なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)	五%
○三〇二・七四	こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)	五%
○三〇二・七五	うなぎ(アンギラ属のもの)	五%
○三〇二・八二	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
○三〇二・八三	さめ	五%
○三〇二・八四	えい(がんぎえい科のもの)	五%
○三〇二・八五	めろ(ディソステイクス属のもの)	五%
○三〇二・八六	シーバス(ディセントラルクス属のもの)	五%
○三〇二・八七	たい(たい科のもの)	五%
○三〇二・八八	その他のもの	五%

〇三〇二・九〇	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの) 二 その他のもの 肝臓、卵及びしらこ	一〇% 一〇% 五%
〇三〇三・一一	一 にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属) テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵 二 その他のもの	一〇% 五%
〇三〇三・一二	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイレその他の魚肉を除く) さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く) べにざけ(オンコルヒュンクス・ネルカ)	五%
〇三〇三・一三	その他の太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)	五%
〇三〇三・一四	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%
〇三〇三・一九	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル) その他のもの	五% 五%
〇三〇三・二二	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キユプリウス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミユロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンゲイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びびらぎよ(カンナ属のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く)	五%
〇三〇三・二四	ティラピア(オレオクロミス属のもの) なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)	五%
〇三〇三・二五	こい(キユプリウス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミユロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)	五%
〇三〇三・二六	うなぎ(アンゲイルラ属のもの)	五%
〇三〇三・二九	その他のもの	五%
〇三〇三・三一	ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く)	五%
〇三〇三・三二	ハリバット(レインハルドティウス・ヒボグロソイデス、ヒボグロスス・ヒボグロスス及びヒボグロスス・ステノレピス)	五%
〇三〇三・三三	プレイス(プレウロネクテス・プラテサ)	五%
〇三〇三・三四	ソール(ソレア属のもの)	五%
〇三〇三・三九	ターボット(プセタ・マクシマ) その他のもの	五%
〇三〇三・四一	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス(肝臓、卵及びしらこを除く))	五%
〇三〇三・四二	びんながまぐろ(トウヌス・アラレンガ)	五%
〇三〇三・四三	きはだまぐろ(トウヌス・アルバカレス)	五%
〇三〇三・四四	かつお	五%
〇三〇三・四五	めばちまぐろ(トウヌス・オベス)	五%
〇三〇三・四六	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)	五%
〇三〇三・四九	みなみまぐろ(トウヌス・マッコイ) その他のもの	五%
〇三〇三・五一	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、いわし(スプラトウス及びスプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディナ属のもの)、さば(スコムベル・スコムベルス、スコムベル・アウストラリクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキユケントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グラディウス(肝臓、卵及びしらこを除く))	一〇%
〇三〇三・五三	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ) いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディナ属のもの)	一〇%
〇三〇三・五四	一 サルディノプス属のもの 二 その他のもの	一〇% 五%
〇三〇三・五五	さば(スコムベル・スコムベルス、スコムベル・アウストラリクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%

〇三〇三・五五	あじ(トラカルス属のもの)	一〇%
〇三〇三・五六	すぎ(ラキユセントロン・カナドウム)	五%
〇三〇三・五七	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	五%
〇三〇三・六三	さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだら科、かわりひれだ科、メルルサ科、ちこだら科又はうなぎだ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
〇三〇三・六四	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一〇%
〇三〇三・六五	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%
〇三〇三・六六	コールフィツシュ(ボルラキウス・ヴィレンス)	五%
	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	
	一 メルルシウス属のもの	一〇%
	二 ウロフュキス属のもの	五%
〇三〇三・六七	すけそうだら(テラグラ・カルコグラナム)	一〇%
〇三〇三・六八	ブルーホワイティング(ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス)	五%
〇三〇三・六九	その他のもの	
	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	一〇%
	二 その他のもの	五%
	その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
	さめ	五%
〇三〇三・八一	えい(がんぎえい科のもの)	五%
〇三〇三・八二	めろ(ディソステイクス属のもの)	五%
〇三〇三・八三	シーバス(ディケントラルクス属のもの)	五%
〇三〇三・八四	その他のもの	
〇三〇三・八九	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエンゲラウリス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)	一〇%
	二 その他のもの	五%
〇三〇三・九〇	肝臓、卵及びしらこ	
	一 にしん(クルペア属のもの)の卵	六%
	二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	一〇%

〇三〇四	三 その他のもの	五%
	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)	
	魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キユプリヌス・カルビオン・カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴド・イデルルス、ミクロフアリユンゴド・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
〇三〇四・三一	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	五%
〇三〇四・三二	なまず(バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	五%
〇三〇四・三三	ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)	五%
〇三〇四・三九	その他のもの	五%
〇三〇四・四一	その他の魚のフィレ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%
〇三〇四・四二	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	五%
〇三〇四・四三	ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)	五%
〇三〇四・四四	さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだら科、かわりひれだ科、メルルサ科、ちこだら科又はうなぎだ科のもの	
	一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)	一〇%
	二 その他のもの	五%
〇三〇四・四五	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	五%
〇三〇四・四六	めろ(ディソステイクス属のもの)	五%

〇三〇四・四九	その他のもの	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオール属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディニア属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビ属のもの)	一〇%
〇三〇四・五一	その他のもの	二 その他のもの	五%
〇三〇四・五二	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	五%
〇三〇四・五三	さけ科のもの	さけ科のもの	五%
〇三〇四・五四	さいうお科、あしながたら科、たら科、そこたら科、かわりひれたら科、メルルーサ科、ちこたら科又はうなぎたら科のもの	一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)	一〇%
〇三〇四・五五	二 その他のもの	二 その他のもの	五%
〇三〇四・五九	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	五%
〇三〇四・五九	めろ(デイスステイクス属のもの)	めろ(デイスステイクス属のもの)	五%
〇三〇四・五九	その他のもの	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオール属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディニア属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビ属のもの)	一〇%
〇三〇四・五九	二 その他のもの	二 その他のもの	五%
〇三〇四・六二	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	五%
〇三〇四・六二	なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)	なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)	五%
〇三〇四・六三	ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)	ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)	五%
〇三〇四・六九	その他のもの	その他のもの	五%
〇三〇四・七一	魚のファイル(さいうお科、あしながたら科、たら科、そこたら科、かわりひれたら科、メルルーサ科、ちこたら科又はうなぎたら科のもの)(冷蔵したものに限る。)	魚のファイル(さいうお科、あしながたら科、たら科、そこたら科、かわりひれたら科、メルルーサ科、ちこたら科又はうなぎたら科のもの)(冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇三〇四・七二	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一〇%
〇三〇四・七三	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%
〇三〇四・七四	コールフィッシュ(ボルラキウス・ヴィレンス)	コールフィッシュ(ボルラキウス・ヴィレンス)	五%
〇三〇四・七五	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	一〇%
〇三〇四・七九	二 ウロフュキス属のもの	二 ウロフュキス属のもの	五%
〇三〇四・八一	すけそうたら(テラグラ・カルコグラマ)	すけそうたら(テラグラ・カルコグラマ)	一〇%
〇三〇四・八二	その他のもの	その他のもの	一〇%
〇三〇四・八三	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	五%
〇三〇四・八四	二 その他のもの	二 その他のもの	五%
〇三〇四・八五	その他の魚のファイル(冷蔵したものに限る。)	その他の魚のファイル(冷蔵したものに限る。)	五%
〇三〇四・八六	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケルタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケルタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%
〇三〇四・八六	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	五%
〇三〇四・八六	ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)	ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)	五%
〇三〇四・八六	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	五%
〇三〇四・八六	めろ(デイスステイクス属のもの)	めろ(デイスステイクス属のもの)	五%
〇三〇四・八六	にしん(クルペア・ハレンダス及びクルペア・パラスイイ)	にしん(クルペア・ハレンダス及びクルペア・パラスイイ)	一〇%

〇三〇四・八七	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)	5%
〇三〇四・八九	その他のもの	
一	にしん(クルベア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	一〇%
二	その他のもの	5%
その他のもの(冷凍したものに限る。)		
めかじき(クスイフィアス・グラディウス)		5%
めろ(ティソステイクス属のもの)		5%
〇三〇四・九一	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キユプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	5%
〇三〇四・九四	すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)	一〇%
〇三〇四・九五	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)を除く。)	一〇%
一	たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)	一〇%
二	その他のもの	5%
〇三〇四・九九	その他のもの	
一	にしん(クルベア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	一〇%
二	その他のもの	5%
〇三・〇五	魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)並びに魚の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)	5%

〇三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)	一五%
〇三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)	一五%
一	にしん(クルベア属のもの)の卵(こんぶかずのこを除く。)	一二%
二	さけ科のもの	5%
三	たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵及びこんぶかずのこ	一五%
四	その他のもの	4%
魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。)		
〇三〇五・三一	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キユプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	一五%
〇三〇五・三二	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	一五%
〇三〇五・三九	その他のもの	一五%
一	さけ科のもの	一二%
二	その他のもの	一五%
くん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)		
太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケルタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)		一五%
〇三〇五・四二	にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスライ)	一五%
〇三〇五・四三	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	一五%

〇三〇五・四四	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルラス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キユプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルス、ミユロフアリユンゴドン・ビケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、ヒナギ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラス・ニロティクス)及びびらいぎよ(カンナ属のもの)	一五%
〇三〇五・四九	その他のもの	一五%
〇三〇五・五一	乾燥した魚(食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)	一五%
〇三〇五・五九	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一五%
	その他のもの	一五%
	一 さけ科のもの	一二%
	二 その他のもの	一五%
〇三〇五・六一	塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)	一五%
〇三〇五・六二	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイ)	一五%
〇三〇五・六三	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一五%
〇三〇五・六四	かたくちいわし(エングラウリス属のもの)	一五%
〇三〇五・六九	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルラス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キユプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルス、ミユロフアリユンゴドン・ビケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、ヒナギ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラス・ニロティクス)及びびらいぎよ(カンナ属のもの)	一五%
	その他のもの	一五%
	一 さけ科のもの	一二%
	二 その他のもの	一五%
〇三〇五・七一	魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	一五%
〇三〇五・七二	ふかひれ	一五%
	魚の頭、尾及び浮袋	一五%
	一 くん製したもの	一五%
	二 乾燥したもの	一五%

〇三〇五・七九	その他のもの	一五%
	一 くん製したもの	一五%
	二 乾燥したもの	一五%
	(一) さけ科のもの	一二%
	(二) その他のもの	一五%
	三 塩蔵したもの及び塩水漬けたもの	一五%
	(一) さけ科のもの	一二%
	(二) その他のもの	一五%
	三 塩蔵したもの及び塩水漬けたもの	一五%
	(一) さけ科のもの	一二%
	(二) その他のもの	一五%
〇三〇六・一一	甲殻類(生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り、甲殻類を除いてあるかないかを問わない。)	一五%
〇三〇六・一二	いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	四・八%
〇三〇六・一四	ロブスター(ホマルス属のもの)	四・八%
〇三〇六・一五	ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルウェギクス)	四・八%

三	その他のもの	一五%
○三〇七・二一	スキヤロップ(ベクテン属、クラミユス属又はブラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。)	
○三〇七・二九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
	その他のもの	
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%
○三〇七・三一	い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)	
○三〇七・三九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
	その他のもの	
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%
○三〇七・四一	いか(セビア・オフイキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの)	
○三〇七・四九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
	その他のもの	
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%
○三〇七・五一	たこ(オクトプス属のもの)	
○三〇七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
	その他のもの	
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
○三〇七・七一	クラム、コックル及びアーケシエル(ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、まといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがいの科、まてがい科、しやこがい科又ははまるすだれがい科のもの)	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
	一 貝柱	一〇%
	二 はまぐり	五%
	三 その他のもの	一〇%
○三〇七・七九	その他のもの	
	一 冷凍したもの	一〇%
	(一) 貝柱	一〇%
	(二) はまぐり	五%
	(三) その他のもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%
	(一) 貝柱	一五%
	(二) はまぐり(塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)	七・五%
	(三) その他のもの	一五%
○三〇七・八一	あわび(ハリオティス属のもの)	
○三〇七・八九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
	その他のもの	
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%
○三〇七・九一	その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)	
○三〇七・九九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
	その他のもの	
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%

別表第三・〇七項の次に次の一項を加える。

〇三・〇八	水棲無脊椎動物(生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)	なまこ(スティコブス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの)	生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一 生きてゐるもの	無税
〇三〇八・一一				二 その他のもの	一〇%
〇三〇八・一九				一 くん製したもの	九・六%
				二 その他のもの	一〇%
〇三〇八・二二	うに(バラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスケレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの)	生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	無税	一 生きてゐるもの	無税
				二 その他のもの	一〇%
〇三〇八・二九				一 くん製したもの	九・六%
				二 その他のもの	一〇%
〇三〇八・三〇	くらげ(ロピレマ属のもの)	生きてゐるもの	無税	一 生きてゐるもの	九・六%
				二 くん製したもの	一〇%
				三 その他のもの	一〇%
〇三〇八・九〇	その他のもの	生きてゐるもの	無税	一 生きてゐるもの	無税
				二 生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの	一〇%
				三 くん製したもの	九・六%
				四 その他のもの	一〇%
				(一) うに及びくらげ	一〇%
				(二) その他のもの	一五%

別表第四・〇一項中

別表第〇四・〇一項中	〇四〇一・三〇	脂肪分が全重量の六%を超えるもの	一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円
	〇四〇一・四〇	脂肪分が全重量の六%を超える一〇%以下のもの	一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円
	〇四〇一・五〇	脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び一キログラムにつき七四七円
		(二) その他のもの	二五%	二五%
		二 その他のもの	二五%	二五%
		(一) 脂肪分が全重量の四%以下のもの	二五%及び一キログラムにつき七四七円	二五%及び

別表第〇四・〇七項を次のように改める。

〇四・〇七 殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)

ふ化用の受精卵

〇四〇七・一一 鶏(ガルス・ドメスティクス)のもの

〇四〇七・一九 その他のもの

その他の卵(生鮮のものに限る。)

〇四〇七・二一 鶏(ガルス・ドメスティクス)のもの

〇四〇七・二九 その他のもの

〇四〇七・九〇 その他のもの

一 冷凍したもの

二 その他のもの

別表第〇六〇三・一四号の次に次の一号を加える。

〇六〇三・一五 ゆり(リリウム属のもの)

〇六〇四・一〇 こけ及び地衣

〇六〇四・九一 その他のもの

〇六〇四・九二 生鮮のもの

〇六〇四・九三 その他のもの

〇七〇九・九〇 その他のもの

一 スイートコーン

二 その他のもの

〇七〇九・九一 アーティチョーク

〇七〇九・九二 オリーブ

〇七〇九・九三 かぼちゃ類(クルビタ属のもの)

〇七〇九・九四 その他のもの

一 スイートコーン

二 その他のもの

別表第〇七一二・三三三号の次に次の二号を加える。

〇七一二・三四 パンバラ豆(ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォアン

ドゼイア・スプテルラネア)

一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの

二 その他のもの

(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

(二) その他のもの

〇七一二・三五 ささげ(ヴィグナ・ウンゲイクラタ)

一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの

二 その他のもの

(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

(二) その他のもの

別表第〇七一二・五〇号の次に次の一号を加える。

〇七一二・六〇 き豆(カヤヌス・カヤン)

一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの

二 その他のもの

(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

(二) その他のもの

別表第〇七一二・二〇号の次に次の三号を加える。

〇七一二・三〇 ヤム芋(ディオスコレア属のもの)

一 冷凍したもの

二 その他のもの

〇七一二・三〇 ヤム芋(ディオスコレア属のもの)

一 冷凍したもの

二 その他のもの

〇七一二・三〇 ヤム芋(ディオスコレア属のもの)

一 冷凍したもの

二 その他のもの

〇七二四・四〇	さといも(コロカシア属のもの)	一 冷凍したもの 二 その他のもの	一〇% 一五%
〇七二四・五〇	アメリカさといも(クサントソマ属のもの)	一 冷凍したもの 二 その他のもの	二〇% 一五%
別表第七二四・九〇号を次のように改める。			
〇七二四・九〇	その他のもの	一 冷凍したもの 二 その他のもの	二〇% 一五%
別表第八〇一・一一号の次に次の一号を加える。			
〇八〇一・一二	内果皮付きのもの		六%
別表第八・〇二項中			
〇八〇二・四〇	くり(カスターネア属のもの)		一六%
〇八〇二・五〇	ピスタチオナット		無税
〇八〇二・六〇	マカダミアナット		五%
〇八〇二・九〇	その他のもの	一 びんろう子 二 ペカン 三 その他のもの	無税 五% 二〇%
〇八〇二・四一	殻付きのもの		一六%
〇八〇二・四二	殻を除いたもの		一六%
〇八〇二・五二	ピスタチオナット		無税
〇八〇二・五三	殻付きのもの		無税
〇八〇二・五四	殻を除いたもの		無税
〇八〇二・六二	マカダミアナット		無税
〇八〇二・六三	殻付きのもの		五%
〇八〇二・六四	殻を除いたもの		五%
〇八〇二・七〇	コーラナット(コーラ属のもの)		二〇%
〇八〇二・八〇	びんろう子		無税
〇八〇二・九〇	その他のもの		無税
〇八〇二・九一	ペカン		五%
〇八〇二・九二	その他のもの		二〇%

を

別表第八・〇三項を次のように改める。

〇八・〇三 バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)

〇八〇三・一〇 プランテイン

一 生鮮のもの

(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

(二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの

二 乾燥したもの

その他のもの

一 生鮮のもの

(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

(二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの

二 乾燥したもの

その他のもの

りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)

〇八・〇八

〇八〇八・一〇

〇八〇八・三〇

〇八〇八・四〇

マルメロ

梨

りんご

〇八〇九・二二

〇八〇九・二九

別表第八・〇九項中 〇八〇九・二〇 さくらんぼ

〇八〇九・二二 さくらんぼ

〇八〇九・二九 さくらんぼ

サワーチェリー(プルヌス・ケラスス)

その他のもの

〇八一〇・三〇

ブラックカランソ、ホワイトカランソ、レッドカランソ及びグーズベリー

別表第八一〇・四〇号中「バキニウム属を「ヴァキニウム属」に改め、同表第八一〇・六〇号の次に次の一号を加える。

〇八一〇・七〇 柿

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

別表第〇八一・九〇号中「サワーチェリー」の下に「プルヌス・ケラスス」を加え、「なし」を「梨」に改める。	別表第〇八一・九〇号中「くり」の下に「カスターネア属のもの」を加える。	別表第〇八一・三・五〇号中「くり」の下に「カスターネア属のもの」を、「ピスタチオナット」の下に「コーラナット(コラ属のもの)」を加え、「びんろう子を除く。」を削る。	別表第〇九・〇四項中 <table> <tr> <td data-bbox="1189 453 1220 963"> 〇九〇四・二〇 </td><td data-bbox="1141 453 1189 963"> とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。) </td><td data-bbox="1093 453 1141 963"> 一 小売用の容器入りにしたもの </td><td data-bbox="1045 453 1093 963"> 二 その他のもの </td><td data-bbox="1045 1031 1141 1134"> 七% 無税 </td></tr> </table>	〇九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。)	一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	七% 無税	〇九〇四・二二 とうがらし属又はピメンタ属の果実 乾燥したもの(破碎及び粉碎のいずれもしてないものに限る。) <table> <tr> <td data-bbox="869 453 917 725"> 一 小売用の容器入りにしたもの </td><td data-bbox="821 453 869 725"> 二 その他のもの </td><td data-bbox="821 793 917 963"> 七% 無税 </td></tr> </table> 破碎し又は粉碎したもの <table> <tr> <td data-bbox="726 453 774 725"> 一 小売用の容器入りにしたもの </td><td data-bbox="678 453 726 725"> 二 その他のもの </td><td data-bbox="678 793 774 963"> 七% 無税 </td></tr> </table>	一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	七% 無税	一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	七% 無税	別表第〇九・〇五項を次のように改める。 〇九・〇五 バナラ豆 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 〇九〇五・二〇 破碎し又は粉碎したもの 別表第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までを次のように改める。 〇九・〇七 丁子(果実、花及び花梗に限る。) 〇九〇七・一〇 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの 〇九〇七・二〇 破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	<table> <tr> <td data-bbox="534 1031 582 1099"> 無税 </td><td data-bbox="486 1031 534 1099"> 無税 </td><td data-bbox="375 1031 422 1099"> 四・二% </td><td data-bbox="327 1031 375 1099"> 四・二% </td><td data-bbox="215 1031 263 1099"> 無税 </td></tr> </table>	無税	無税	四・二%	四・二%	無税
〇九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。)	一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	七% 無税																		
一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	七% 無税																				
一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	七% 無税																				
無税	無税	四・二%	四・二%	無税																		
〇九・〇八 肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 肉ずく 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの 〇九〇八・二二 破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの 〇九〇八・二二 肉ずく花 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの 〇九〇八・二二 破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの 〇九〇八・三二 カルダモン類 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの 〇九〇八・三二 破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの 〇九・〇九 アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウェイの種及びジユニパーベリ コリアンダーの種 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの 〇九〇九・二二 破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの 〇九〇九・二二 クミンの種 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	四・二%	無税	四・二%	無税	四・二%	無税	四・二%	無税	四・二%	無税	七%	無税	三・五%									

〇九〇九・三二	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	七%
〇九〇九・三三	破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	七%
〇九〇九・六一	アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及びジュニバーリー 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	七%
〇九〇九・六二	破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	無税
〇九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 しょうが 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの 二 その他のもの	七%
〇九一〇・一一	破碎し又は粉碎のいずれもしてないもの 一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの 二 その他のもの	七%
〇九一〇・一二	破碎し又は粉碎したもの 一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの 二 その他のもの	七%
〇九一〇・二〇	サフラン 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	五%
〇九一〇・三〇	うこん 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	四・二%

〇九一〇・九一	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの その他の香辛料 この類の注1(b)の混合物 一 カレー 二 その他のもの	四・二%
〇九一〇・九九	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	四・二%
別表第一〇・一〇一項から第一〇・一〇四項までを次のように改める。	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	四・二%
一〇・一〇一	小麦及びメスリン	無税
一〇〇一・一一	デュラム小麦 播種用のもの	一キログラムにつき六五円
一〇〇一・一九	その他のもの	一キログラムにつき六五円
一〇〇一・九一	その他のもの 播種用のもの	一キログラムにつき六五円
一〇〇一・九九	その他のもの	一キログラムにつき六五円
一〇・一二	ライ麦 播種用のもの	一キログラムにつき六五円
一〇〇二・一〇	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの 二 その他のもの	無税
一〇〇二・九〇	その他のもの	五%
一〇・一〇三	大麦及び裸麦	五%

一〇〇三・一〇	播種用のもの	一キログラムにつき四六円
一〇〇三・九〇	その他のもの	一キログラムにつき四六円
一〇・〇四	オート	無税
一〇〇四・一〇	播種用のもの	無税
一〇〇四・九〇	その他のもの	無税

別表第一一〇・〇七項及び第一一〇・〇八項を次のように改める。

一〇・〇七	グリーンソルガム	播種用のもの	無税
一〇〇七・一〇	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	
一〇〇七・九〇	二 その他のもの	五%	
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	五%	
一〇〇八・一〇	そば	五%	
一〇〇八・二一	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	
一〇〇八・二九	二 その他のもの	一五%	
一〇〇八・三〇	ミレット	無税	
一〇〇八・四〇	播種用のもの	無税	
一〇〇八・五〇	その他のもの	無税	
一〇〇八・三〇	カナリーシード	無税	
一〇〇八・四〇	フォニオ(ディギタリア属のもの)	無税	
一〇〇八・五〇	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	
一〇〇八・六〇	二 その他のもの	五%	
一〇〇八・五〇	キヌア(ケノポディウム・クイノア)	無税	
一〇〇八・六〇	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	
一〇〇八・七〇	二 その他のもの	五%	

一〇〇八・六〇	ライ小麦	一キログラムにつき五五円	
一〇〇八・九〇	その他の穀物	五%	
一〇〇九・一〇	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	
一〇〇九・二〇	二 その他のもの	五%	

別表第一二〇・〇一項及び第一二〇・〇二項を次のように改める。

一二・〇一	大豆(割つてあるかないかを問わない。)	無税
一二・〇一・一〇	播種用のもの	無税
一二・〇一・九〇	その他のもの	無税
一二・〇二	落花生(煎つてないもの、その他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	無税
一二・〇二・三〇	播種用のもの	一キログラムにつき二六円
一二・〇二・四〇	その他のもの	一キログラムにつき二六円
一二・〇二・四一	殻付きのもの	一キログラムにつき二六円
一二・〇二・四二	殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)	一キログラムにつき二六円

別表第一二・〇七項中

一二・〇七・一〇	綿実	無税
一二・〇七・二一	油やしの実及びバーム核	無税
一二・〇七・二二	綿実	無税
一二・〇七・二九	播種用のもの	無税
一二・〇七・三〇	その他のもの	無税
一二・〇七・三〇	ひまの種	無税

五〇号の次に次の二号を加える。

一二・〇七・六〇	サフラワー(カルタムス・ティンクトリウス)の種	無税
一二・〇七・七〇	メロンの種	無税

別表第二二・二二項を次のように改める。

一一・一一	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	一キログラムにつき一〇円
一一・一二	海草その他の藻類	無税
一一・一三	食用に適するもの	無税
一一・一四	一 長方形(正方形を含む)の紙状に抄製したもので一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	一枚につき一円五〇銭
一一・一五	二 あまのり属のもの及びこれを交えたもの(この号の一に掲げる物品を除く。)	四〇%
一一・一六	三 その他のもの	一五%
一一・一七	その他のもの	無税
一一・一八	一 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、ところろこんぶ属又はこんぶ属のもの	五%
一一・一九	二 その他のもの	無税
一一・二〇	その他のもの	無税
一一・二一	てん菜	無税
一一・二二	ローカストビーン(キャロブ)	無税
一一・二三	さとうきび	無税
一一・二四	チコリーの根	一五%
一一・二五	その他のもの	無税
一一・二六	一 こんにやく芋(アモルフオフアルス(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。))	一キログラムにつき三・二八九円
一一・二七	二 その他のもの	五%
別表第一五・〇一	別表第一五・〇二項及び第一五・〇三項を次のように改める。	
一五・〇一	豚脂(ラードを含む)及び家きん脂(第一五・〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。)	無税
一五・〇二	ラード	無税
一五・〇三	一 酸価が一・三を超えるもの	無税

一五・〇一・二〇	二 その他のもの	一キログラムにつき一〇円
一五・〇二	一 酸価が一・三を超えるもの	無税
一五・〇三	二 その他のもの	無税
一五・〇四	その他のもの	無税
一五・〇五	牛、羊又はやぎの脂肪(第一五・〇三項のものを除く。)	七・五%
一五・〇六	タロイ	無税
一五・〇七	その他のもの	無税

別表第一六類の号注2中「及び甲殻類」を「並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物」に改める。

備考

1 第一六・〇五・五九号又は第一六・〇五・六九号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注2の規定により第一六・〇五・五四号に属するいか以外のもの、第一六・〇五・六二号に属するうに以外のもの又は第一六・〇五・六三号に属するくらげ以外のものをいう。

別表第一六・〇四・一六号の次に次の一号を加える。

一六・〇四・一七	うなぎ	九・六%
別表第一六・〇四・三〇	一六・〇四・三〇	六・四%
一六・〇四・三一	キャビア及びその代用物	六・四%
一六・〇四・三二	キャビア	六・四% に改める。
一六・〇四・三三	キャビア代用物	六・四%
別表第一六・〇五項を次のように改める。		
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限り。)	六・五%
一六・〇五・一〇	かに	九・六%
一六・〇五・一一	一 気密容器入りのもの	六・五%
一六・〇五・一二	二 その他のもの	九・六%
一六・〇五・一三	シュリンプ及びプローン	九・六%

一六〇五・二二	気密容器入りでないもの		
一六〇五・二九	一 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、 冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥した もの 二 その他のもの その他のもの	四・八 六	
一六〇五・三〇	一 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、 冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥した もの 二 その他のもの ロブスター	四・八 六	
一六〇五・四〇	一 えび (一) 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、 冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥した もの (二) その他のもの 二 その他のもの 軟体動物 かき スキヤロップ(いたや貝を含む) い貝 いか たこ クラム、コックル及びアークシエル あわび かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く) その他のもの 一 いか 二 その他のもの その他の水棲無脊椎動物	四・八 六 九・六 六 九・六 六 九・六 六 九・六 六 九・六 六 一五 九・六 一五 九・六	

一六〇五・六一	なまこ	一二	
一六〇五・六二	うに	一二	
一六〇五・六三	くらげ	一五	
一六〇五・六九	その他のもの 一 うに 二 くらげ 三 その他のもの	一二 一五 九・六	

別表第一七類の号注1中「第一七〇一・一二号及び第一七〇一・一二号」を「第一七〇一・一二号、第一七〇一・一三号及び第一七〇一・一四号」に改め、同号注に次のように加える。

2 第一七〇一・一三号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで六九度以上九三度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶(不規則な形のものを限る)のみを有するものである。

別表第一七〇一・一二号を削り、同表第一七〇一・一二号の次に次の二号を加える。

一七〇一・一三	この類の号注2の甘しや糖	一キログラ ムにつき四 円五〇銭
一七〇一・一四	その他の甘しや糖 一 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含 有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当 するもの (一) 分蜜糖 (二) その他のもの 二 その他のもの	無税 一キログラ ムにつき四 円五〇銭 一キログラ ムにつき二 円五〇銭

別表第二〇〇三・二〇号を削り、同表第二〇〇三・九〇号を次のように改める。

二〇〇三・九〇	その他のもの 一 トリフ (一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が 一〇キログラム以下のものに限る) (二) その他のもの 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの	一六 一一・二 二二・四
---------	--	--------------------

別表第二〇〇八・一九号を次のように改める。

二〇〇八・一九

その他のもの(混合したものを含む)。

一 砂糖を加えたもの

(一) パルプ状のもの

(二) その他のもの

A カシューナット及びその他の煎つたナット

B その他のもの

二 その他のもの

(一) パルプ状のもの

A カシューナット(煎つたものを除く)。

B その他のもの

(二) その他のもの

A アーモンド(煎つたものに限る)及びマカダミアナット(煎つたものを除く)。

B マカダミアナット(煎つたものに限る)及びベカン(煎つたものに限る)。

C ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)、カシューナット及びぎんなん

D その他のもの

(a) 煎つたもの

(b) その他のもの

二〇〇八・九二

混合したもの

一 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

A パルプ状のもの

B その他のもの

二〇〇八・九三

を

二八%

三五%

二八%

二〇〇八・九三

克蘭ベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシニコス及びヴァキニウム・ウイティスダイア)

一 砂糖を加えたもの

(一) パルプ状のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) パルプ状のもの

(二) その他のもの

混合したもの

一 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

A パルプ状のもの

B その他のもの

(二) その他のもの

A パルプ状のもの

B その他のもの

二〇〇九・八〇

その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く)。

一 果汁

(一) 砂糖を加えたもの

A しよ糖(天然に含有するものを含む)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

二七%

二〇%

二五%

二八%

三五%

二七%

に改め、同表第二〇〇八・

B
その他のもの

B その他のもの	三五%（その率が一千に
(二) その他のもの	ログラムにつき二七円 の従量税率より低いときは、当該従量税率）
A しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二二・五%
B その他のもの	三〇%
野菜ジュース	一〇・八%
(一) 砂糖を加えたもの	九・六%
(二) その他のもの	

を

二〇〇九・八九

その他のもの

に改める。

果汁

(一) 砂糖を加えたもの

A
しよ糖（天然に含
有するものを含
む）の含有量が全
重量の10%以下
のもの

B
その他のもの

(二) その他のもの

A
しよ糖の含有量が
全重量の10%以
下のもの

B
その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの
(二) その他のもの

九·六% 二〇·八% 三三〇% 二二·五%

二〇・八%	九・六%
-------	------

二〇・八%	九・六%
-------	------

二〇・八%	九・六%
-------	------

別表第二類の注3中「及び果実」を、「果実及びナツト」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に改め

別表第二四類に号注として次のように加える。

号注

1 第二四〇三・一一号において「水パイプ」たばことは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香工キス、糖蜜若しくは砂糖を含有するか又は果実により香味を付けてあるか）かないかを問はない。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。

二四〇

別表第二四・〇三項中

喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有する、かしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）

一 パイプたばこ
二 その他のもの

四	三
%	%

二四〇三・一一	喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。)	三五%	に改める。
二四〇三・一九	この類の号注一の水パイプたばこ	三五%	
	その他のもの	三五%	
	一 パイプたばこ	四%	
	二 その他のもの	四%	

別表第二五・二八項を次のように改める。

二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	無税
-------	---	----

別表第二七類の号注4中「第二七・一〇・一一号」を「第二七・一〇・一二号」に改め、同号注に次のように加える。

5 第二七・一〇項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

別表第二七類の備考1中「第二七・一〇・一一号及び第二七・一〇・一九号」を「第二七・一〇・一二号、第二七・一〇・一九号及び第二七・一〇・二〇号」に改める。

別表第二七・二〇項を次のように改める。

二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く)並びに廃油	無税
二七・一〇・一二	石油及び歴青油(原油を除く)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼ含有するもの及び他の号に該当するものを除く)軽質油及びその調製品	無税
	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む)	
	(一) 揮発油	
	A 低重合度の混合アルキレン	
	(a) トリプロピレン	

二七・一〇・一九	その他のもの	二・六%
	(b) その他のもの	
	B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留温度と減失量加算九五%留温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)	五%
	C その他のもの	一キロリツ トルにつぎ 九三四円
	(二) 灯油	
	A 低重合度の混合アルキレン	三%
	B その他のもの	一キロリツ トルにつぎ 三四六円
	(三) 軽油	
	二 その他のもの	一キロリツ トルにつぎ 七五〇円
	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む)	三・九%
	(一) 灯油	
	A 低重合度の混合アルキレン	三%
	B その他のもの	一キロリツ トルにつぎ 三四六円
	(二) 軽油	
	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	一キロリツ トルにつぎ 七五〇円
	(三) 重油及び粗油	
	(a) 製造の原料として使用するもの(関税法第五十六条第一項に規定する保稅作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む)以下この号及び第二七・一〇・二〇号において同じ。	無税
	(b) その他のもの	一キロリツ トルにつぎ 四五九円

	(三) 輕油		一キロリツ トルにつき 七五〇円
	(四) 重油及び粗油		一キロリツ トルにつき 四五九円
	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	無税	
	(a) 製油の原料として使用するもの		
	(b) その他のもの		
	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの		
	(a) 製油の原料として使用するもの	無税	
	(b) その他のもの		
	(五) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)		一キロリツ トルにつき 二四九円
	A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの(流動パラフィン、切削油、絶縁油、及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。)及び温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの		
	B その他のもの		
	(六) その他のもの		
	二 その他のもの		
	磨油		
二七二〇・九一	ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニル(PBB)を含むもの	無税	
二七二〇・九九	その他のもの	無税	
別表第二八類に号注として次のように加える。			
号注			
1 第二八五二・一〇号において「化学的に単一のものとす、この類の注1(a)から(e)まで及び第二九類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。」			
別表第二八・五二項を次のように改める。			
二八・五二	水銀の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)		
二八五二・一〇	化学的に単一のもの		

一 認証標準物質	無税	二九〇三・一四	四塩化炭素	四・六%
二 無機化合物及びその製品			二塩化エチレン(ISO)(一・二ジクロロエタン)	四・六%
(一) 硫酸塩	無税	二九〇三・一九	その他のもの	四・六%
(二) 写真用の化学調製品(ワニス、 ^ニ 膠着劑、 ^ニ 接合劑その他これらに類する調製品を除く)及び写真用の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及び小売用にしたもの)で直ちに使用可能な形状のものに限る。	四・六%	二九〇三・二一 二九〇三・二二 二九〇三・二三 二九〇三・二九	非環式炭化水素の塩素化誘導体(不飽和のものに限る。)	四・六%
(三) その他のもの	三%		塩化ビニル(クロロエチレン)	四・六%
三 有機化合物及びその製品			トリクロロエチレン	四・六%
(一) 植物性なめしエクス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			テトラクロロエチレン(ペルクロロエチレン)	四・六%
A タンニン及びその誘導体	三%	二九〇三・三一 二九〇三・三九	その他のもの	四・六%
B その他のもの	無税		非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	四・六%
(二) たんばく質系物質及びその誘導体(アルブミン、ナートその他のアルブミン誘導体を除く。)	六・八%		二臭化エチレン(ISO)(一・二ジプロモエタン)	四・六%
(三) その他のもの	三%		その他のもの	四・六%
二八五二・九〇			その他のもの	四・六%
その他のもの		二九〇三・七一 二九〇三・七二 二九〇三・七三 二九〇三・七四 二九〇三・七五 二九〇三・七六 二九〇三・七七 二九〇三・七八 二九〇三・七九	クロロジフルオロメタン	四・六%
一 無機化合物及びその製品			ジクロロトリフルオロエタン	四・六%
(一) 多硫化物	無税		ジクロロフルオロエタン	四・六%
(二) その他のもの	二・五%		クロロジフルオロエタン	四・六%
二 有機化合物及びその製品			ジクロロペンタフルオロプロパン	四・六%
(一) スルトン及びスルタム	無税		プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン	四・六%
(二) その他のもの	二・五%		その他のペルハロゲン化誘導体(ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	四・六%
別表第二九類の注2中(k)を(l)とし、(ij)を(k)とし、(h)を(ij)とし、(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)の次に次のように加える。			その他のペルハロゲン化誘導体	四・六%
(e) 第三〇・〇二項の免疫産品			その他のもの	四・六%
別表第二九・〇三項を次のように改める。			飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%
二九・〇三		二九〇三・八一	一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサ ^ニ ン(HCH(ISO)(リンデン(ISO、INN)を含む。))	四・六%
炭化水素のハロゲン化誘導体		二九〇三・八二	アルドリン(ISO)、クロルデン(ISO)及びヘプタクロル(ISO)	四・六%
非環式炭化水素の塩素化誘導体(飽和のものに限る。)			一 クロルデン	無税
クロロメタン(塩化メチル)及びクロロエタン(塩化エチル)	四・六%		二 アルドリン及びヘプタクロル	四・六%
ジクロロメタン(塩化メチレン)	四・六%		その他のもの	四・六%
クロロホルム(トリクロロメタン)	四・六%	二九〇三・八九		

芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体

二九〇三・九一	クロロベンゼン、オルト・ジクロロベンゼン及びパラ・ジクロロベンゼン	四・六%
二九〇三・九二	ヘキサクロロベンゼン(ISO)及びDDT(ISO)(クロロフェノタン(INN)、一・一・一・トリクロロ・二・二・ビス(パラ・クロロフェニル)エタン)	四・六%
二九〇三・九九	その他のもの	四・六%

別表第二九〇八・九一の次に次の一号を加える。

二九〇八・九二	四・六・ジニトロ・オルト・クレゾール(DNOC(ISO)及びその塩	四・六%
---------	-----------------------------------	------

別表第二九・一二項中

二九一二・三〇	アルデヒドアルコール	五・三%
二九一二・四一	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	五・三%
二九一二・四二	バニリン(四・ヒドロキシ・三・メトキシベンズアルデヒド)	五・三%

アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド

に改め、同表第二九一二・五・三%

四九号を次のように改める。

二九一二・四九	その他のもの	五・三%
---------	--------	------

別表第二九二四・二二を削り、同表第二九二四・二九号を次のように改める。

二九二四・二九	その他のもの	四・六%
二九二四・三〇	一 アルデヒドアルコール	五・三%
二九二四・三一	二 その他のもの	四・六%
二九二四・三二	一 しょう脳	無税
二九二四・三三	(一) 融点が一七五度未満のもの	六・六%
二九二四・三四	(二) その他のもの	六・六%
二九二四・三五	二 その他のもの	四・六%

別表第二九一六・一五の次に次の一号を加える。

二九一六・一六	ビナバクリル(ISO)	六・四%
---------	-------------	------

別表第二九一六・三五号及び第二九一六・三六号を削る。

別表第二九・三二項を次のように改める。		
二九・三二	その他のオルガノインオルガニック化合物	四・六%
二九・三一・一〇	テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	四・六%
二九・三一・二〇	トリブチルすず化合物	四・六%
二九・三一・九〇	その他のもの	四・六%

別表第二九・三二項中

二九・三二・二二	ラクトン	五・三%
二九・三二・二九	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	五・三%
二九・三二・三〇	その他のラクトン	無税
二九・三二・三一	一 サントニン	四・六%
二九・三二・三二	二 その他のもの	四・六%

二九・三二・二〇

二九・三二・二〇	ラクトン	五・三%
二九・三二・二一	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	五・三%
二九・三二・二二	その他のラクトン	無税
二九・三二・二三	一 サントニン	四・六%
二九・三二・二四	二 その他のもの	四・六%

別表第二九・三七項中

二九・三七・三一	カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物	無税
二九・三七・三二	エピネフリン	無税
二九・三七・三三	その他のもの	無税
二九・三七・三四	アミノ酸誘導体	無税

削る。

別表第二九三九・四三の次に次の一号を加える。

二九三九・四四	ノルエフェドリン及びその塩	無税
---------	---------------	----

別表第三〇類の注1中(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 喫煙者の禁煙補助用の調製品(例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ(経皮投与剤))(第二二・〇六項及び第三八・二四項参照)

別表第三〇類の注2を次のように改める。

2 第三〇・〇二項において「免疫産品とは、単クローン抗体(MAB)、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン(INF)、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子(TNF)、成長因子(GF)、赤血球生成促進因子(CSF)その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質(第二九・三七項の物品を除く)をいう。

別表第三〇・〇二項中「変性免疫産品」を「免疫産品(変性したものであるかないか又は)」に改める。

別表第三七〇二・五二号を削り、同表第三七〇二・五二号中「で、長さが一四メートルを超えるものを」を「のもの」に改める。

別表第三七・〇二項中	三七〇二・九一 幅が一六ミリメートル以下のもの	無税
	三七〇二・九三 幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	無税
	三七〇二・九四 幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
	三七〇二・九五 幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税

三七〇二・九六 幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	無税
三七〇二・九七 幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	に改める。
三七〇二・九八 幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税

別表第三八類の注3(d)中「修正液の下に」及び修正テープ(第九六・一二項のものを除く。)を加え、同注に次のように加える。

7 第三八・二六項において「バイオディーゼルの」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

別表第三八類の号注1中「ディルドリン(ISO、INN)の下に」、四・六―ジニトロール・トルクレゾール(DNOC(ISO)及びその塩を、「ペンタクロロフェノール(ISO)の下に」並びにその塩及びエステルを加え、「並びに二・四・五―T(ISO)を」、「二・四・五―T(ISO)に改め、「二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸並びにその塩及びエステル」の下に」並びにトリブチルチン化合物を加え、同号注1に次のように加える。

第三八〇八・五〇号には、ペノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及びチラム(ISO)の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

別表第三八・二五項の次に次の一項を加える。

三八・二六 三八二六・〇〇	バイオディーゼルの及びその混合物(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。)	四・六%
------------------	--	------

別表第四一〇一・二〇号中「原皮」の下に「スプリットしてないもので、」を加える。
別表第四二類の注中3を4とし、同注2(A)中「1」を「2」に改め、同注中2を3とし、1を2とし、同注に1として次のように加える。

1 この類において「革」には、シヤモア革(コンビネーションシヤモア革を含む。)、パテントレザー、パテントラミネートドレザー及びメタライズドレザーを含む。

別表第四二〇二・一一号中「コンビネーションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンビネーションレザー製に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・二二号中「コンビネーションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンビネーションレザー製に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・三二号中「コンビネーションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンビネーションレザー製に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・三九号中「コンビネーションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンビネーションレザー製に改める。

別表第四四類の号注中1を2とし、同号注に1として次のように加える。
1 第四四〇一・三一号において「木質ベレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物(例えば、削りくず、のこぎれ及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の三%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(直径が二五ミリメートル以下で、長さが一〇〇ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。)をいう。

別表第四四・〇一項目中	四四〇一・三〇 のこぎれ及び木くず(棒状、ブリケット状、ベレット状その他これらに類する形状に凝結させられているものを問わない。)	無税
-------------	---	----

四四〇一・三一 四四〇一・三九	木質ベレット その他のもの	無税
--------------------	------------------	----

別表第四四・〇三項、第四四・〇七項、第四四・〇八項及び第四四・一二項中「号注1」を「号注2」に改める。

別表第四七〇六・九三号中「セミケミカルパルプ」を「機械的及び化学的の組合せにより製造したもの」に改める。

別表第四八類の注2(b)中「がん具」を「玩具」に改め、「及び第九六類の物品(例えば、ボタン)」を削り、同注2に次のように加える。

(a) 第九六類の物品(例えば、ボタン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)

別表第四八類の号注3中段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る。))とは、さらしてないセミケミカルパルプ(広葉樹のものに限る。))を「セミケミカルパルプ製の段ボール用

中芯原紙」とは、機械的及び化学的バルブ工程の組合せにより得られた広葉樹バルブ(さうしてないものに限り)に、「中しん試験」を中芯試験に改め、同号注4中「セミケミカルバルブ工程」を「機械的及び化学的の組合せ」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改める。

別表第四八・〇五項中「中しん原紙」を「中芯原紙」に改める。

別表第四八〇八・二〇号及び第四八〇八・三〇号を削り、同表第四八〇八・一〇号の次に次の一号を加える。

四八〇八・四〇	クラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限り、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)	三・四%
---------	---	------

別表第四八・一四・一〇号を削る。

別表第四八・一八項中「乳児用のおむつ、タンポン」を削り、同表第四八・一八・四〇号を削る。

別表第二部の注1(a)中「及びタイプライタリポン」を「タイプライタリポン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き」に改める。

別表第一二部の注7中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c)	特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限り)、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)	
-----	--	--

別表第五六類の注1に次のように加える。

(f)	第九六・一九項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品	
-----	---	--

別表第五六〇一・一〇号を削る。

別表第五八〇一・二四号及び第五八〇一・二五号を削り、同表第五八〇一・二六号の次に次の一号を加える。

五八〇一・二七	たてパイル織物	
---------	---------	--

一	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
---	---------------------------------------	------

二	その他のもの	四・五%
---	--------	------

別表第五八〇一・三四号及び第五八〇一・三五号を削り、同表第五八〇一・三六号の次に次の一号を加える。

五八〇一・三七	たてパイル織物	
---------	---------	--

一	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
---	---------------------------------------	------

二	その他のもの	四・五%
---	--------	------

(一)	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
(二)	その他のもの	四・八%

別表第六一類の注6(a)及び第六二類の注4(a)中「もの」とし、乳児用のおむつを含む」を削る。

別表第六二・一・四一号を削る。

別表第六三・〇六項中	六三〇六・九一	その他のもの	六・七%
	六三〇六・九九	綿製のもの	四・八%
		その他の紡織用繊維製のもの	

六三〇六・九〇	その他のもの	六・七%
---------	--------	------

一	綿製のもの	六・七%
二	その他の紡織用繊維製のもの	四・八%

別表第六四〇二・二〇号中「本底」を「底」に改める。

六四〇六・九一	その他のもの	二五%
六四〇六・九九	木製のもの	四・二%
	毛皮を使用したもの	二五%
	その他の材料製のもの	四・二%
	革製のもの及び毛皮を使用したもの	二五%
	その他のもの	四・二%

別表第六四・〇六項中

一	革製のもの及び毛皮を使用したもの	二五%
二	その他のもの	四・二%

六四〇六・九〇

一	革製のもの及び毛皮を使用したもの	二五%
二	その他のもの	四・二%

別表第六五・〇五項を次のように改める。

六五・〇五	その他のもの	二五%
六五・〇五・〇〇	帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フエルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く)から作つたものに限り、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないか、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)	三・八%
	一 ヘアネット	七%
	二 その他のもの	

一	ヘアネット	三・八%
二	その他のもの	七%

別表第六八・一・八三号を削る。

別表第七一類の注3(e)中「注2(B)」を「注3(B)」に改める。

別表第七三〇六・三〇号中「鉄鋼」を「鉄製」に改める。

別表第七三二・九・二〇号及び第七三二・九・三〇号を削り、同表第七三二・九・九〇号の前に次の一
号を加える。

七三二・九・四〇 安全ピンその他のピン

無税

別表第七四・一八項中

食卓用品、台所用品その他の家
庭用品及びその部分並びに瓶
洗い、ポリッシングパッド、ボ
リッシンググラブその他これら
に類する製品
瓶洗い、ポリッシングパッ
ド、ポリッシンググラブその
他これらに類する製品
その他のもの

無税
無税

を

七四一・八・一〇

食卓用品、台所用品その他の家
庭用品及びその部分並びに瓶
洗い、ポリッシングパッド、ボ
リッシンググラブその他これら
に類する製品

無税
に改める。

別表第七六・一五項中

食卓用品、台所用品その他の家
庭用品及びその部分並びに瓶
洗い、ポリッシングパッド、ボ
リッシンググラブその他これら
に類する製品
瓶洗い、ポリッシングパッ
ド、ポリッシンググラブその
他これらに類する製品
その他のもの

無税
無税

を

七六一・五・一〇

食卓用品、台所用品その他の家
庭用品及びその部分並びに瓶
洗い、ポリッシングパッド、ボ
リッシンググラブその他これら
に類する製品

無税
に改める。

別表第八二〇・一・二〇号を削る。

別表第八二〇・五・八〇号を削り、同表第八二〇・五・九〇号を次のように改める。

八二〇・五・九〇 その他のもの(この項の二以上の号の製品をセットにし
たものを含む。)

無税

別表第八四類の注2中

また、第八四・二四項には、インクジェット方式の印刷機(第
八四・四三項参照)を含まない。

また、第八四・二四項には、次の物品を含まない。

(a) インクジェット方式の印刷機(第八四・四三項参照)

(b) ウォータージェット切断機械(第八四・五六項参照)

別表第八四類の号注1中「注5(B)」を「注5(C)」に改める。

に改める。

別表第八四二・四〇号を削り、同表第八四二・九〇号中「ミシン」の下に「用の家具、台、カ
バー及びこれらの部分品並びにミシン」を加える。

別表第八四・五六項中「機械」の下に「及びウォータージェット切断機械」を加える。

別表第八四・七九項中

蒸発式空気冷却装置

無税

八四七・九・六〇

蒸発式空気冷却装置
旅客搭乗橋

無税

八四七・九・七一

空港において使用する種類の
もの

に改める。

八四七・九・七九

その他のもの

無税

別表第八五類の注1(d)中「第九〇類」を「第九〇・一八項」に改める。

別表第八五〇・七・四〇号の次に次の二号を加える。

八五〇・七・五〇

ニッケル・水素蓄電池
リチウム・イオン蓄電池

無税

別表第八五・二二項中「から第八五・二二項まで」を「又は第八五・二二項」に改める。

別表第八五・二三項中

光学媒体

無税

八五二・三・四一

記録してないもの
その他のもの

無税

八五二・三・四九

光学媒体
記録してないもの
その他のもの

無税

別表第八五二・八・七三号中「白黒その他の」を削る。

別表第八四〇・一二号中「白黒その他の」を削り、同表第八四〇・四〇号中「ディスプレイ管」
の下に「モノクロームのものに限る。」及びデータ・グラフィックディスプレイ管を加え、同表第
八五四〇・五〇号及び第八五四〇・七二号を削る。

別表第八七・一四項中

モーターサイクル(モペットを
含む)のもの

無税

八七一・四・一〇

モーターサイクル(モペットを
含む)のもの

無税

八七一・四・一一

サドル
その他のもの

無税

別表第九〇・〇七項中

幅が一六ミリメートル未満の
フィルム又はダブルハミリ
メートルフィルムを使用する
もの

無税

九〇〇・七・一一

撮影機

無税

九〇〇・七・一九

その他のもの

無税

を

を

を

九〇〇七・一〇		撮影機	無税	に改める。
別表第九〇・〇八項を次のように改める。				
九〇・〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)			
九〇〇八・五〇	投影機、引伸機及び縮小機	無税		
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	無税		
別表第九一・〇九項中				
九一〇九・一一	電気式のもの	無税		
九一〇九・一九	目覚まし時計のもの	無税		
九一〇九・一〇	電気式のもの	無税		
別表第九一・〇九項中				
九一〇九・一〇	電気式のもの	無税		
別表第九二・〇五項を次のように改める。				
九二・〇五	吹奏楽器(例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ、オーケストリオン及びバリバリアルオルガンを除く。)	無税		
九二〇五・一〇	金管楽器	無税		
九二〇五・九〇	その他のもの	無税		
別表第九三・〇一項目中				
九三・〇一	軍用の武器(けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。)			
九三〇一・一一	火砲(例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲)	一二・八%		
九三〇一・一九	自走式のもの	一二・八%		
九三〇一・一九	その他のもの	一二・八%		
別表第九三・〇五項中				
九三〇五・二二	第九三・〇三項の散弾銃又はラ	六・六%		
九三〇五・二九	イフルのもの	六・六%		
九三〇五・二〇	第九三・〇三項の散弾銃又はラ	六・六%		
イフルのもの		六・六%		
別表第九六・〇八項中				
九六〇八・三九	万年筆その他のペン	無税		
別表第九六・〇八項中				
九六〇八・三九	万年筆その他のペン	無税		
別表第九六・〇八項中				
九六〇八・三九	万年筆その他のペン	無税		

九六〇・八・三〇

万年筆その他のペン

一 軸又はキャップに貴金屬、これを貼り若しくはめつきした金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの

に改める。

無税
六・六%

別表第九六・一八項の次に次の一項を加える。

九六・一九

九六一九・〇〇

生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)

一 紙製、セルロースウオッディング製、セルロース繊維のウェブ製又は紡織用繊維のウオッディング製のもの

無税

二 綿製のもの

六・五%

三 その他のもの

三・九%

官 報 (号 外)

別表の付表第二第四号の品目欄中「第〇九一〇・一〇号の二」を「第〇九一〇・一〇号の一又は第〇九一〇・一二号の二」に、「第二二二・二〇号の二」を「第二二二・二二一」に改める。

(関税法の一部改正)

第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条 第一項第五号中「の積込み」を「の積込み等」に改め、同項第五号の三中「第六十七條の二第二項第二号」を「第六十七條の二第二項第二号」に、「時期を」を「手続」に改める。

第七条の九第一項中「(承認の失効)及び」(承認の取消し)を削り、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

第七条の十五第一項中「一年」を「五年」に改め、同条第二項中「更正の請求」の下に「(以下

「更正の請求」という。)」を加える。

第十三条 第二項第一号中「(決定)」を「(更正及び決定)」に改め、同項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を加える。

第十四条 第一項中「次に掲げる更正」を「関税についての更正、決定」に、「三年」を「五年」(第六條の二第一項第二号イ又はホ(税額の確定の方式)に規定する関税で課税標準の申告があつたものに係る賦課決定については、三年)に改め、「(同日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいずれか遅い日)」を削り、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われる

こととなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、同項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することが出来る。

十七年法律第二百三十一号(第百条第一項(許可)、第二百九条第一項(外国人国際航空運送事業)又は第三百十條の二(本邦内で発着する旅客等の運送)の許可を受けた者(以下「航空運送事業者」という。))が運航するものに限り、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者(航空券の予約をした者をいう。以下同じ。)、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告すること

第十四条の二第一項中「から三年間(前条第二項又は第三項に規定する更正、決定又は賦課決定に係る関税については、五年間)」を「(前条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日とする。)」から五年間」に改め、同条第二項中「の絶対的効力」及び「(時効の中断及び停止)」を削り、「第三項第四号を除く。」の下に「(時効の中断及び停止)」を加え、「関税の納付」を「関税等の納付」に改め、「(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付)」を削り、「(法定納期限等)」を「(更正、決定等の期間制限)」に改め、「規定する法定納期限等」の下に「(同条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日)」を加え、「(決定)」を「(更正及び決定)」に改める。

11 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十四条の三第一項中「三年間」を「五年間」に改め、同条第二項中「の絶対的効力」を削る。

14 税関長は、第六十九條の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする特殊航空機(特殊船舶等のうち航空機であるものをいう。以下同じ。)であつて旅客が搭乗するもの

第十五条 次の二項を加える。

4 税関長は、第六十九條の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする特殊航空機(特殊船舶等のうち航空機であるものをいう。以下同じ。)であつて旅客が搭乗するもの

10 税関長は、第六十九條の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの(航空法(昭和二

10 税関長は、第六十九條の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする特殊航空機(特殊船舶等のうち航空機であるものをいう。以下同じ。)であつて旅客が搭乗するもの

(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならぬ。この場合において、当該報告が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十八条の二第三項中「特殊船舶等のうち航空機であるもの(次項において「特殊航空機」という。)」を「特殊航空機」に改める。

第二十条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「因り」を「より」に、「附して」を「付して」に改め、同条に次の二項を加える。

3 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携

帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならぬ。この場合において、当該報告が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第二十条の二に次の二項を加える。

4 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならぬ。この場合において、当該報告が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

貨物とみなすもの。」「(信書等に係る郵便物についての規定の準用)」及び「(郵便物等の差押え)」を削り、同項第五号中「第六十七条の三第二項」を「第六十七条の三第一項」に、「に規定する特定輸出申告を行い」を「の規定による輸出申告が行われ」に、「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

第四十一条中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改め、「許可の失効」及び「許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収」を削る。

第四十三条の三第三項中「時期」を「手続」に改める。

第六十三条第一項中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

第六十七条中「関税暫定措置法第八条の二第二項第二号(特惠関税等)に規定する特定鉱工業産品等であつて同項を「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下この条及び次条第二項第二号において「メキシコ協定」という。第五十一条(メキシコ協定附属書一)の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。)」に改める。

第六十七条の二の見出しを「(輸出申告又は輸入申告の手続)」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「輸出申告又は及び(保税地域又は第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。第一号において同じ。)」を削り、同項第二号中「関税暫定措置法第八条の二第一項第二号(特惠関税等)に規定する特定鉱工

業産品等であつて同項を「メキシコ協定第五条一(メキシコ協定附属書一)の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等(保税地域又は第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。次項において同じ。))の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

第六十七条の三第一項中「輸出申告をする場合において」を削り、「の適用を受けないことを希望する旨の申出」を「にかかわらず、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告」に、「は、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない」を、「第二号に掲げる者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない」に改め、同項第二号中「次項」を「第六項、次条第一項及び第六十七条の五」に改め、同項第三号中「次項及び第四項」を「第四項、次条第一項及び第六十七条の五」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 外国貿易船(これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同

じ。)に積み込んだ状態で輸出申告をすること
が必要な貨物を輸出しようとする者は、前条
第一項の規定にかかわらず、政令で定めると
ころにより税関長の承認を受けて、当該外国
貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して
輸出申告をすることができる。

第六十七条の三第四項中、「特定製造貨物輸
出申告」の下に「(第一項の規定により特定製造
貨物輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節
において同じ。)」を加え、同条第六項中「特定輸
出申告」の下に「(第一項の規定により特定輸出
者が行う輸出申告をいう。以下同じ。)」を、「特
定委託輸出申告」の下に「(同項の規定により特
定委託輸出者が行う輸出申告をいう。第七十九
条の四第三項において同じ。)」を加える。

第六十七条の十一及び第六十七条の十二を削
り、第六十七条の十を第六十七条の十二とす
る。

第六十七条の九第一号中「第六十七条の六第
一項」を「第六十七条の八第一項」に改め、同条
第二号イ中「第六十七条の四第一号」を「第六十
七条の六第一号」に改め、同号ロ中「第六十七
条の五」を「第六十七條の七」に改め、同条を第
六十七條の十一とする。

第六十七條の八第一項第二号中「第六十七
条の十」を「第六十七條の十二」に改め、同条第
二項中「第六十七條の六第一項」を「第六十七
條の八第一項」に改め、同条を第六十七條の十
とし、第六十七條の七を第六十七條の九とする。

第六十七條の六第一項中、「特定輸出貨物」の
下に「(特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の
許可を受けた貨物をいう。第六十七條の十第二
項及び第九十四條第二項において同じ。)」を加

え、「第六十七條の八第二項(承認の失効)及び
第六十七條の九第一号(承認の取消し)」を「第
六十七條の十第二項及び第六十七條の十一第一
号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四
号」に改め、同項の表第四條第一項の項及び第四
條第二項の項中「第六十七條の六第一項」を「第
六十七條の八第一項」に改め、同表第十一條第
三項第一号の項中「第六十七條の九第一号」を「
第六十七條の十一第一号」に改め、同条を第六
十七條の八とし、第六十七條の五を第六十七
條の七とする。

第六十七條の四中、「前条第一項第一号」を
「第六十七條の三第一項第一号(輸出申告の特
例)」に改め、同条第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」
に改め、同号チ中「第六十七條の九第一号」を「
第六十七條の十一第一号」に、「前条第一項第一
号」を「第六十七條の三第一項第一号」に改め、
同条を第六十七條の六とし、第六十七條の三の
次に次の二条を加える。

(輸出の許可の取消し)

第六十七條の四 特定輸出者、特定委託輸出者
又は特定製造貨物輸出者は、特例輸出貨物が
輸出されないこととなつたことその他の事由
により当該特例輸出貨物が輸出の許可を受け
ている必要がなくなつたときは、その許可を
した税関長に対し、当該許可を取り消すべき
旨の申請をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による申請があつた
とき、その他この法律の実施を確保するため
必要があると認めるときは、特例輸出貨物が
外国貿易船等に積み込まれるまでの間に当該
特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すこ

とができる。

3 税関長は、前項の規定により輸出の許可を
取り消す場合において必要があると認めると
きは、税関職員に当該特例輸出貨物の検査を
させることができる。

(特例輸出貨物の亡失等の届出)

第六十七條の五 第三十四條本文(外国貨物の
廃棄)の規定は保税地域以外の場所にある特
例輸出貨物を廃棄する場合について、第四
十五條第三項(許可を受けた者の関税の納付義
務等)の規定は保税地域以外の場所にある特
例輸出貨物が亡失した場合について、それぞ
れ準用する。この場合において、第三十四條
本文中「税関に」とあるのは「輸出の許可をし
た税関長に」と、第四十五條第三項中「当該保
税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「当該
特例輸出貨物に係る特定輸出者、特定委託輸
出者又は特定製造貨物輸出者」と、「税関長」
とあるのは「輸出の許可をした税関長」と読み
替へるものとする。

第六十七條の十三第三項第一号ハ中「禁錮」を
「禁錮」に改め、同項第三号イ中「第六十七條の
四第一号イ」を「第六十七條の六第一号イ」に改
める。

第六十九條の二第一項第一号中「覚せい剤」
を「覚醒剤」に改め、同項第四号中「第三号ま
で」の下に、「第十号又は第十一号」を、「第五号
まで」の下に「又は第七号」を加える。

第六十九條の十一第一項第一号中「覚せい
剤」を「覚醒剤」に改め、同項第二号中「けん
銃」を「拳銃」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」
に改め、同項第六号中「電子的方式、磁気的方

式その他の人の知覚によつては認識することがで
きない方式で作られる記録であつて、電子計算
機による情報処理の用に供されるものをい
う。を削り、同項第十号中「第三号まで」の下
に「第十号又は第十一号」を、「第五号まで」の
下に「又は第七号」を加える。

第七十五條中「第六十七條の二」を「第六十七
條の二第一項に、「時期」を「手続」に改める。

第七十六條第一項中「時期」を「手続」に、「承
認の要件」を「輸出の許可の取消し・特例輸出貨
物の亡失等の届出・承認の要件」に、「輸出の許
可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出」を
「製造者の認定・規則等に関する改善措置・認
定製造者の認定を受けている必要がなくなつた
旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の
承継についての規定の準用」に改め、同条第二
項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、同条
第四項中「証明又は確認」を削り、「名あて人」
を「名宛人」に改める。

第八十八條の二第一項中「対する処分」の下
に「(第八條(理由の提示を除く。))を、「不利益
処分」の下に「(第十四條(不利益処分の理由の
提示)を除く。))」を加え、同条第二項中「(適用除
外)」を削り、「書面の交付を要しない行政指導」
を「行政指導の方式」に改め、「(行政指導に係る
書面の交付)」を削る。

第九十五條第三項中「第六十七條の六第一項」
を「第六十七條の八第一項」に改める。

第一百五條第一項第一号中「電子的方式、磁気
的方式その他の人の知覚によつては認識するこ
とができない方式で作られる記録であつて、電
子計算機による情報処理の用に供されるものを

いう。次号において同じ。」を削り、「提示させ」を「提示させ」に改め、同項第二号中「次条」を「第百五条の三」に改め、同項第三号中「第六十七條の十一第三項」を「第六十七條の四第三項」に改め、同項第六号中「第八條第一項」の下に「(不当廉売関税)」を、「関係者」の下に「次項及び次条において「輸入者等」という。」を加え、「又は」を削り、「検査する」を「検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 税関職員は、前項第六号の規定により輸入者等に対して物件の提出を求めた場合において必要があるときは、その求めに応じて当該輸入者等から提出された物件を留め置くことができる。

第百五条に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百五条の二を第百五条の三とし、第百五条の次に次の一条を加える。

(輸入者等に対する調査の事前通知等)

第百五条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九(第四項を除く。)から第七十四条の十一(第六項及び第七項を除く。)まで(納税義務者等に対する調査の事前通知等・事前通知をしない場合の書面の交付・調査の終了通知)の規定は、税関長が、税関職員に輸入者等に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定	読み替えられる字句
第七十四条の九第二項	読み替えられる字句
税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了通知）までにおいて同じ。）	税関長

							国税庁等又は税関
(以下同条)	納税義務者、調書等の提出義務者又は納税義務者の取引先等(以下「納税義務者等」という。)	調査(税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)	第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)	納税義務者等(当該納税義務者又は調書等の提出義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第二項において同じ。)	当該納税義務者である	輸入者等 第六号に規定する輸入者をいう。 第七十四条の十一において同じ。)である	(以下第七十四条の十一)
輸入者等	税関長	輸入者等	同号	輸入者等	輸入者(関税法第百五条第一項第六号に規定する輸入者をいう。	輸入者等(関税法第百五条第一項第六号(税関職員の権限)に規定する「輸入者等」をいう。以下の条及び次条において同じ。)	税関
納税義務者等	税務署長等	納税義務者等					
第七十四條の九第三項	第七十四條の九第二項						

第七十四条の十一第一項	税務署長等	税関長
	納税義務者等の	輸入者等の
	国税庁等若しくは税関	税関
	国税に	関税に
第七十四条の十一第二項	税務署長等	税関長
	納税義務者等	輸入者等
	税務署長等	税関長
	納税義務者等	輸入者等
第七十四条の十一第一項	更正決定等(第三十六条第一項(納税の告知)に規定する納税の告知(同項第二号に係るものに限る。)を含む。以下この条において同じ。)	更正、決定又は賦課決定(以下この条において「更正決定等」という。)
	納税義務者(第七十四条の九第四項第一号(納税義務者等)に対する調査の事前通知等)に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。)	輸入者
	納税義務者	輸入者
	納税義務者	輸入者
第七十四条の十一第二項	納税義務者	輸入者
	納税義務者	輸入者
	納税義務者	輸入者
	納税義務者	輸入者
第七十四条の十一第三項	期限後申告	関税法第七条の四第一項(期限後特例申告)の規定による期限後特例申告
	納税申告書	これらの申告に係る申告書
	納税申告書	これらの申告に係る申告書
	納税申告書	これらの申告に係る申告書

第十条の三第一項中「対する処分」の下に「(第八条(理由の提示を除く。))を、」(「不利益処分」の下に「(第十四条(不利益処分の理由の提示を除く。))を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第五条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二十三年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内)」を「平成二十四年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第七条の四第一項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、「第二条の下に」若しくは「第八条の二第一項若しくは第三項」を加える。

第七条の五第一項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、「第二条の下に」又は「第八条の二第一項若しくは第三項」を加え、同項各号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

第七条の六第一項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、「率」の下に「第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず」を加え、同条第二項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、「第二条の下に」又は「第八条の二第一項若しくは第三項」を加え、同条第三項中「第二条」の下に「又は第八条の二第一項

若しくは第三項」を加え、同条第七項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

第八条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業産品等」という」を「除く」に改め、「(同表に定める係数が〇・〇とされている物品にあつては、無税)」を削り、同条第二項中「当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響」を削り、同条第三項中「並びに同項第一号及び第二号」を「及び同項第一号」に改める。

第八条の三の見出しを「(特惠関税等の適用の停止)」に改め、同条第一項中「次条において同じ」を削る。

第八条の四を次のように改める。

第八条の四 削除

第八条の六第四項中「(蔵入れ申請等)」を「(関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項において「蔵入れ申請等」という。))」に、「(関税法)を「同法」に改め、「提示」の下に「(課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))に係るものを除く。」を加える。
別表第一(第二七・一〇・一一号及び第二七・一〇・一九号を次のように改める。

二七・一〇・一一

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)

(一) 揮発油

C その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

(二) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り。)

(2) その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

(三) 軽油のうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

二七・一〇・一九

その他のもの

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)

(一) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り。)

(2) その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

(二) 軽油のうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

無税

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

別表第二第二項中「○・○」を「○・八」に改める。

別表第三第二項を削る。

別表第三第三項中「〇・二」を「〇・六」に改め、同項を同表第二項とする。

一又は第二九二・四二号の「」を加え、同項を同表第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

四 関税率表第三〇〇六・一〇号の二(二)に掲げる物品のうち
 ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの
 関税率表第三〇〇六・九一号に掲げる物品のうち
 ストリップを織つたもの(両面を全てプラスチックで塗布し、又は
 被覆したものに限る。)

〇・八

別表第二第五項から第七項までを削る。

別表第三第八項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第五項とする。

別表第三第九項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第六項とする

別表第三第一〇項中「第三五〇五・一〇号の」を「第三五・〇五項」に、「〇・〇」を「〇・二」に改め、同項を同表第七項とする。

別表第三第二項を削る。

別表第三第二項中「○・○」を「○・八」に改め、同項を同表第八項とする

別表第三第一三項中「〇・二」を「〇・四」に改め、同項を同表第九項とする。

八」に改め、同項を同表第一〇項とする。

別表第三中第一五項を第一一項とし、第一六項を第一二項とする。

別表第三第一七項から第一九項までを削る。

別表第三第二〇項を同表第一三項とし、同項の次に次の二項を加える

[illegible]

別表第三第二一項から第三三項までを削る。

別表第三第三四項を同表第一六項とする

別表第三第三五項及び第三六項を削る。

別表第三第三七項中「第五一・〇六項」の下に「第五一・〇七項、第五一・一一項又は第五一・一二項」を加え、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第一七項とする。

別表第三第二八項から第四〇項までを削る。

別表第三第四一項中「第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)、第五八〇二・一一号、第五八

〇二・一九号又は第五八〇三・〇〇号の「一」を又は第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)に〇・六を〇・八に改め、同項を同表第一八項とする。

別表第三第四二項中「〇・二」を「〇・八」に改め、同項を同表第一九項とする。

別表第三第四三項を削る。

別表第三第四項中「第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五八一・一・〇〇号の二の(一)若しくは(三)」を「第五四類」に改め、同項を同表第二〇項とする。

別表第三第四五項を削る。

別表第三第四六項中「第五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八〇・一・三一号の二」を「第五五類」に改め、同項を同表第二項とする。

別表第三第四八項中「第五六〇七・二二一」を「第五六〇四・九〇号の一の(二)のB若しくは三」に、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第二二項とする。

別表第三第四九項を同表第二三項とする。

別表第三第五〇項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第二四項とする。

別表第三第五一項中「関税率表」の下に「第五八〇一・三二一」の二、第五八〇二・一一一、第五八〇二・一九九、第五八〇三・〇〇〇の二、を「又は第五八〇六・四〇〇」を「第五八〇六・四〇〇又は第五八〇一・〇〇〇の二の(一)若しくは(二)に改め、同項を同表第二五項とする。

別表第三第五二項中「第三〇〇六・一〇〇号の二の(一)」を削り、同項を同表第二六項とし、同項の次に次の一項を加える。

二七	関税率表第六二〇九・二〇〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・三〇〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・九〇〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二・一三三項、第六二一六・〇〇〇号又は第六二・一七項に掲げる物品	〇・八
----	--	-----

別表第三第五三項から第五七項までを削る。

別表第三第五八項中「第六三〇二・二二一」を「第六三〇一・二二〇号から第六三〇一・九〇号まで、第六三〇二・二二一」に改め、同項を同表第二八項とし、同項の次に次の一項を加える。

二九	関税率表第六三〇七・九〇〇号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの(長方形(正方形を含む)以外の形状に単に裁断したものに限る。)	〇・六
----	---	-----

別表第三第五九項を削る。

別表第三第六〇項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三〇項とする。

別表第三第六一項中「〇・二」を「〇・八」に改め、同項を同表第三二項とする。

別表第三第六二項から第六七項までを削る。

別表第三第六八項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第三三項とする。

別表第三第六九項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三四項とする。

別表第三第七〇項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第三五項とする。

別表第三第七一項中「〇・〇」を「〇・四」に改め、同項を同表第三六項とする。

別表第三第七二項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第三七項とする。

別表第三第七三項を同表第三七項とする。

別表第三第七四項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三八項とする。

別表第三第七五項中「〇・二」を「〇・四」に改め、同項を同表第三九項とする。

別表第三第七六項中「〇・四」を「〇・六」に改め、同項を同表第四〇項とする。

別表第三第七七項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第四一項とする。
別表第三第七八項中「第九四〇一・九〇号の一又は」を削り、「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第四二項とする。

別表第三第七九項及び第八〇項を削る。

別表第三第八一項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第四三項とする。

別表第四第一二項中「第六四・〇四項、第六四〇五・一〇号の一若しくは二又は第六四〇五・九〇号の一」を「から第六四・〇五項まで」に改め、同項を同表第一五項とする。

別表第四第一一項を同表第一四項とする。

別表第四第一〇項中「又は第六二・一一一」を「第六二・一一一又は第六二五・一〇号」に改め、同項を同表第一三項とする。

別表第四第九項を第一二項とし、第四項から第八項までを三項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

五	関税率表第四二類に掲げる物品(関税率表第四二・〇三項に掲げる物品を除く。)
六	関税率表第四三〇二・三〇〇号の一、第四三〇三・一〇〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの

別表第四第二項の次に次の一項を加える。

三	関税率表第二八三六・二〇〇号の一に掲げる物品
---	------------------------

別表第四に次の七項を加える。

一六	関税率表第七〇・一八項に掲げる物品
一七	関税率表第七一・一三項、第七一一七・一九号又は第七一一七・九〇号の一に掲げる物品
一八	関税率表第七二〇二・一一一、第七二〇二・一九九、第七二〇二・三〇〇、第七二〇二・四九号、第七二〇二・五〇〇号又は第七二〇二・七〇〇号から第七二〇二・九二号までに掲げる物品 関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの
一九	関税率表第九一三・九〇号の二の(一)に掲げる物品
二〇	関税率表第九三〇五・九九号の一に掲げる物品

二二	関税率表第九四〇一・九〇号の一に掲げる物品	
二二	関税率表第九六〇五・〇〇号に掲げる物品	

第六条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第七條の三第三項第三号中「第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号」を「第一〇〇一・一〇号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一號及び第一〇〇一・九九号」に、「第一〇〇三・〇〇号」を「第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号」に、「第一〇〇八・九〇号の二の(一)」を「第一〇〇八・六〇号」に改める。

第八條第一項第一号中「コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に改める。

別表第一第〇三・〇三項及び第〇三・〇四項を次のように改める。

〇三・〇三	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイルその他の魚肉を除く。)	
〇三・〇三・五四	にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ビルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキユセントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グレイウス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
〇三・〇三・九〇	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	七%
〇三・〇四	肝臓、卵及びしらこ	
〇三・〇四・九四	二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	四・二%
〇三・〇四・九五	魚のフイルその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻みであるかないかを問わない。)	
	その他のもの(冷凍したものに限る。)	
	すけそうだら(テラグラ・カルコグラランマ)のうち	四・二%
	すり身	四・二%
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルサ科、ちこたら科又はうなぎだら科のもの(すけそうだら(テラグラ・カルコグラランマ)を除く。)	
	一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のうち	四・二%
	すり身	四・二%

別表第一第〇三・〇七項中「水棲無脊椎動物(生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)

並びに水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)

を「くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)

並びに軟体動物に改め、同表第〇三・〇七・四九号中「もんごういか」の下に「セビア・オフィキナリス」を加える。

別表第一第〇四〇一・一〇号中「並びに第〇四〇一・一・三〇号の一の(一)及び(二)」を「第〇四〇一・四〇号の一並びに第〇四〇一・五〇号の一の(一)及び(二)」に改め、同表第〇四〇一・三〇号を削り、同表第〇四〇一・二〇号の次に次の二号を加える。

〇四〇一・四〇	脂肪分が全重量の六%を超え一〇%以下のもの	
一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	のうち	
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		二五%
〇四〇一・五〇	脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	
一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	及び脂肪分が全重量の一二%以上のクリーム(滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。)	
脂肪分が全重量の四五%以下のもの	のうち	二五%
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		二五%
二 その他のもののうち	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%

別表第一第〇七二三・一〇号中「いんげん豆」の下に「第〇七二三・三四号の二の(二)に掲げるバン巴拉豆、第〇七二三・三五号の二の(二)に掲げるささげ」を、「そら豆」の下に「第〇七二三・六〇号の二の(二)に掲げるき豆」を加え、同表第〇七二三・三三三号の次に次の二号を加える。

〇七二三・三四	バン巴拉豆(ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォアンドゼイア・スプテルラネア)	
二 その他のもの	その他のもののうち	
共通の限度数量以内のもの		一〇%
〇七二三・三五	ささげ(ヴィグナ・ウンゲイクラタ)	
二 その他のもの	その他のもののうち	一〇%
共通の限度数量以内のもの		一〇%

別表第一〇七三・五〇号の次に次の一号を加える。

〇七三・六〇 き豆(カヤヌス・カヤン)

二 その他のもののうち
共通の限度数量以内のもの

別表第一一〇・〇一項を次のように改める。

一〇・〇一 小麦及びメスリン

播種用のもののうち
デユラム小麦

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条
の規定による連名による申込みに応じて行う政府の
買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの
並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で
定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水
産大臣の証明を受けて輸入されるもの
その他のもののうち

無税

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条
の規定による連名による申込みに応じて行う政府の
買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの
並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で
定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水
産大臣の証明を受けて輸入されるもの
その他のもののうち
播種用のもののうち

無税

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条
の規定による連名による申込みに応じて行う政府の
買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの
並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で
定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水
産大臣の証明を受けて輸入されるもの
その他のもののうち
メスリン
その他のもの

二〇％
無税

一〇〇一・九九

別表第一一〇・〇三項を次のように改める。

一〇・〇三 大麦及び裸麦

メスリン
その他のもの
二〇％
無税

一〇〇三・九〇

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条
の規定による連名による申込みに応じて行う政府の
買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの
並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で
定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水
産大臣の証明を受けて輸入されるもの
その他のもののうち

無税

別表第一一〇・〇八項を次のように改める。

一〇・〇八

そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物
ライ小麦のうち

無税

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条
の規定による連名による申込みに応じて行う政府の
買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの
並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で
定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水
産大臣の証明を受けて輸入されるもの
その他のもの

無税

別表第一一二・〇二項を次のように改める。

一二・〇二

落花生(煎つてないもの、その他の加熱による調理をしてな
いものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つ
てあるかないかを問わない)

一二〇二・三〇

播種用のもののうち
この号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号
に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トンを超す量と
し、当該年度における国内需要見込数量から国内生産
見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘
案して政令で定める数量(以下この項において「共通の
限度数量」という。)以内のもの
その他のもの

一〇％

官 報 (号 外)

二二〇二・四一 穀付きのものうち 共通の限度数量以内のもの 穀を除いたもの(割つてあるかないかを問わない)のうち 共通の限度数量以内のもの 一〇％ 一〇％	別表第一一九〇四・三〇号を次のように改める。 一九〇四・三〇 ブルガー小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 二五％	別表第一二七・一〇項を次のように改める。 二七・一〇 石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油 石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルの含有するもの及び他の号に該当するものを除く。) 軽質油及びその調製品 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。) (一) 揮発油 C その他のものうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの (二) 灯油 B その他のもの (1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。) (2) その他のものうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの 無税 無税 無税
二七二〇・一九 その他のもの 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの 無税	(三) 軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの その他のもの 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。) (一) 灯油 B その他のもの (1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。) (2) その他のものうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの (二) 軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの (三) 重油及び粗油 A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの (b) その他のものうち 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七二〇・二〇号において同じ。)のうち、農林漁業の用に供するもの 無税 無税 無税 無税	二七二〇・二〇 石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものとし、バイオディーゼルの含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。) 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。) (一) 揮発油 無税

(三) 軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
(四) 重油及び粗油 A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの (b) その他のもののうち 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のものうち、農林漁業の用に供するもの	無税

別表第一第四一〇一・二〇号中「原皮」の下に「スプリットしてないもので、」を加える。
別表第一の三第一〇・〇一項を次のように改める。

官 報 (号 外)

一〇〇三・九〇

その他のものうち

別表第一の一〇〇三・九〇号に掲げる稅率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の三第一〇・〇八項を次のように改める。

一〇・〇八

そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物

一〇〇八・六〇

ライ小麦のうち

別表第一の一〇〇八・六〇号に掲げる稅率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の三第一九〇四・三〇号を次のように改める。

一九〇四・三〇

ブルガー小麦のうち

別表第一第一九〇四・三〇号に掲げる稅率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の六第三項の品目欄中「第〇四〇一・三〇号の一の(一)」を「第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の一の(一)」に、「第〇四〇一・三〇号の一の(二)」を「第〇四〇一・三〇号の一の(一)」を「第〇四〇一・五〇号の一の(一)」に改める。

別表第一の六第二項の品目欄中「第〇七二三・三三三号の二の(二)」の下に、「第〇七二三・三四号の二の(二)」を、「第〇七二三・三五号の二の(二)」を、「第〇七二三・五〇号の二の(二)」の下に、「第〇七二三・六〇号の二の(二)」を加える。

別表第一の六第一三項の品目欄中「第一〇〇一・一〇号、第一〇〇一・九〇号又は第一〇〇八・九〇号の二の(一)」を「第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一號、第一〇〇一・九九號又は第一〇〇八・六〇号」に改める。

別表第一の六第一四項の品目欄中「第一〇〇三・〇〇号」を「第一〇〇三・一〇号又は第一〇〇三・九〇号」に改める。

別表第一の六第二項を次のように改める。

二二	關稅率表第二二〇二・三〇号に掲げる物品
	關稅率表第二二〇二・四一號又は第二二〇二・四二號に掲げる物品のうち
	關稅定率法第一三條第一項の規定の適用を受けないもの
	一キログラムにつき二錢五円九四
	一キログラムにつき二錢九円八九
	一キログラムにつき二錢三円八三
	一キログラムにつき一錢七円七八
	一キログラムにつき一錢一円七二
	一キログラムにつき一錢五円六七

別表第一の七第三項中「第〇四〇一・三〇号の一の(一)」を「第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の一の(一)」に改める。

別表第一の七第四項中「第〇四〇一・三〇号の一の(一)」を「第〇四〇一・五〇号の一の(一)」に改める。

別表第一の七第三五項を次のように改める。

三五	關稅率表第七一三・三四号の二の(二)又は第〇七二三・三五号の二の(二)に掲げる物品
	關稅率表第七一三・三九号の二の(二)に掲げる物品のうち
	竹小豆以外のもの
	一キログラムにつき一錢五円六七

別表第一の七第三六項中「竹小豆以外のもの」を「竹小豆」に改める。

別表第一の七第三八項中「関税率表の下に「第七一三・六〇号の二の(一)又は」を加える。
別表第一の七第三九項中「第一〇〇一・一〇号」を「第一〇〇一・一一号又は第一〇〇一・一九号」に改める。
別表第一の七第四〇項中「第一〇〇一・九〇号」を「第一〇〇一・九一号又は第一〇〇一・九九号」に改める。
別表第一の七第四一項から第四四項までを次のように改める。

四一	関税率表第一〇〇一・九一号に掲げる物品のうち メスリン以外のもの
四二	関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用のもの以外のもの
四三	関税率表第一〇〇三・一〇号に掲げる物品 関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの以外のもの
四四	関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの

別表第一の七第四五項中「第一〇〇八・九〇号の二の(一)」を「第一〇〇八・六〇号」に改める。
別表第一の七第六九項及び第七〇項を次のように改める。

六九	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち 穀付きのもの 関税率表第一二〇二・四一号に掲げる物品のうち 関税定率法第一三條第一項の規定の適用を受けないもの
七〇	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち 殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。 関税率表第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち 関税定率法第一三條第一項の規定の適用を受けないもの

別表第二第二〇二・〇七項中

〇二〇七・四二	あひるのもの 分割しないもの(冷凍したものに限る。)	四・八%
〇二〇七・四三	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
〇二〇七・四五	その他のもの(冷凍したものに限る。)	無税
〇二〇七・五二	肝臓 その他のもの がちようのもの 分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	四・八%
〇二〇七・三二	あひる、がちよう又はほろ鳥のもの 分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	四・八%
〇二〇七・三三	二 その他のもの 分割しないもの(冷凍したものに限る。)	四・八%
〇二〇七・三四	一 あひるのもの 二 その他のもの 脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	四・八%
〇二〇七・三五	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
〇二〇七・三六	二 その他のもの その他のもの(冷凍したものに限る。)	四・八%
	一 肝臓 二 その他のもの (一) あひるのもの (二) その他のもの	無税 四・八% 四・八% 四・八%

〇二〇七・五二	分割してないもの(冷凍したものに限る。)	四・八%	に改める。
〇二〇七・五三	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	
〇二〇七・五四	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	四・八%	
〇二〇七・五五	その他のもの(冷凍したものに限る。)	無税	
一 肝臓	二 その他のもの	四・八%	
〇二〇七・六〇	ほろほろ鳥のもの	無税	
一 肝臓(冷凍したものに限る。)	二 その他のもの	四・八%	
別表第二第二〇二・〇九項を次のように改める。			
〇二・〇九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。)	三%	
〇二〇九・一〇	豚のもの	三%	
〇二〇九・九〇	その他のもの	三%	
別表第二第三〇三・〇一七項を次のように改める。			
〇三・〇一	魚(生きているものに限る。)		
〇三・〇一・一一	觀賞用の魚	無税	
〇三・〇一・一九	淡水魚	無税	
二 その他のもの	その他のもの	無税	
別表第二第三〇三・〇六項及び第三〇三・〇七項を次のように改める。			
〇三・〇六	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)		
	穀類(穀を除いてあるかないかを問わない。)		
	はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わぬ。)		
	蒸気又は水煮による調理をした穀付きの甲殻類(冷蔵し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)		
	冷蔵し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたもの、並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)		
〇三〇六・一一	冷凍したもの	三・二%	
〇三〇六・一二	いせえびその他のいせえび科のえび(バリナルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	三・二%	
〇三〇六・一四	一 くん製したもの	三・二%	
〇三〇六・一五	ロブスター(ホマルス属のもの)	三・二%	
〇三〇六・一六	一 くん製したもの	七・二%	
〇三〇六・一七	ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルウェギクス)	三・二%	
〇三〇六・一九	一 くん製したもの	三・二%	
〇三〇六・二二	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン(克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンドルス属のもの)	三・二%	
〇三〇六・二四	一 くん製したもの	三・二%	
	その他のシュリンプ及びプローン	三・二%	
	一 くん製したもの	三・二%	
	その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る)を含む。)	七・二%	
	一 えび	三・二%	
	(一) くん製したもの	三・二%	
	二 その他のもの	七・二%	
	(一) くん製したもの	三・二%	
	冷凍してないもの	四%	
	いせえびその他のいせえび科のえび(バリナルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	三・二%	
	二 くん製したもの	四%	
	三 その他のもの	三・二%	
	ロブスター(ホマルス属のもの)	三・二%	
	二 くん製したもの	四%	
	三 その他のもの	七・二%	
	一 くん製したもの	七・二%	

〇三〇六・二五	ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルウェギクス)	三・二%
〇三〇六・二六	二 くん製したもの 三 その他のもの	四%
〇三〇六・二七	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン(克蘭ゴン・克蘭ゴン及びバンドアルス属のもの)	三・二%
〇三〇六・二七	二 くん製したもの 三 その他のもの	四%
〇三〇六・二七	その他のシュリンプ及びプローン	三・二%
〇三〇六・二九	二 くん製したもの 三 その他のもの	四%
〇三〇六・二九	その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る)を含む)	三・二%
〇三〇七・一九	二 くん製したもの 三 その他のもの	七・二%
〇三〇七・一九	(一) えび (二) その他のもの 三 その他のもの	四%
〇三〇七・一九	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないかを問わない)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないかを問わない)若し、食問に問わない)並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る)	六・四%
〇三〇七・一九	かき その他のもの	六・四%
〇三〇七・一九	二 くん製したもの 貝柱以外のもの	六・四%
〇三〇七・一九	貝柱以外のもの	六・四%
〇三〇七・一九	い貝(ミユティルス属又はペルナ属のもの)	六・四%
〇三〇七・一九	その他のもの	六・四%
〇三〇七・一九	二 くん製したもの 貝柱以外のもの	六・四%
〇三〇七・一九	たこ(オクトプス属のもの)	六・四%

〇三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五%
〇三〇七・五一	その他のもの	五%
〇三〇七・五一	一 冷凍したもの	五%
〇三〇七・六〇	二 くん製したもの	六・四%
〇三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く)	六・四%
〇三〇七・六〇	二 くん製したもの	六・四%
〇三〇七・六〇	クラム、コックル及びアークシェル(ふねがい科、アイランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、まといがい科、さばがい科、ちどりますがい科、おきぬのがい科、あさがい科、きぬたあげまがい科、まてがいの科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)	六・四%
〇三〇七・六〇	その他のもの	六・四%
〇三〇七・六〇	二 くん製したもの 貝柱以外のもの	六・四%
〇三〇七・六〇	三 その他のもの	六・四%
〇三〇七・六〇	(三) その他のもの はまぐり(乾燥したものに限る)	九%
〇三〇七・六〇	あわび(ハリオテリス属のもの)	九%
〇三〇七・六〇	その他のもの	六・四%
〇三〇七・六〇	二 くん製したもの	六・四%
〇三〇七・六〇	その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る)を含む)	六・四%
〇三〇七・六〇	その他のもの	六・四%
〇三〇七・六〇	二 くん製したもの いか、スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱以外のもの	六・四%
〇三〇七・六〇	別表第二〇三・〇七項の次に次の一項を加える。	六・四%
〇三〇七・六〇	水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びベレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る)	六・四%
〇三〇七・六〇	なまこ(ステイコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの)	六・四%

〇三〇八・一九	その他のもの	六・四%
〇三〇八・二九	一 くん製したもの うに(バラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの) その他のもの	六・四%
〇三〇八・三〇	一 くん製したもの くらげ(ロビレマ属のもの)	六・四%
〇三〇八・九〇	二 くん製したもの その他のもの 三 くん製したもの	六・四%
別表第二第〇六・〇四項中	〇六〇四・一〇 〇六〇四・九一 〇六〇四・九九 こけ及び地衣 その他のもの 生鮮のもの その他のもの	無税 無税 無税
〇六〇四・二〇 〇六〇四・九〇	生鮮のもの その他のもの	無税 無税に改める。
別表第二第〇七・〇九項中	〇七〇九・九〇 その他のもの 二 その他のもののうち アーティチョーク	一・五%
〇七〇九・九一	その他のもの アーティチョーク	一・五%に改める。
別表第二第〇七・二三・三三三の次に次の二号を加える。	〇七二三・三四 〇七二三・三五 パンバラ豆(ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォアンドゼイア・スプテルラネア) 二 その他のもの 二 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの 二 さいげ(ヴィグナ・ウングイクラタ) 二 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	三%
別表第二第〇七二三・五〇の次に次の一号を加える。	〇七二三・六〇 き豆(カヤヌス・カヤン)	三%
別表第二第〇八〇一・一一号の次に次の一号を加える。	〇八〇一・一二 内果皮付きのもの	無税
別表第二第〇八・〇二項中	〇八〇二・六〇 〇八〇二・九〇 マカダミアナット 殻付きのもの 殻を除いたもの その他のもの 一 ペカン	マカダミアナット その他のもの 二 ペカン 二・五% 二・五%に改める。 無税
別表第二第〇八・〇三項を次のように改める。	〇八・〇三 〇八〇三・一〇 バナナ(フランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)フランティン 一 生鮮のもの (一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの 二 乾燥したもの その他のもの 一 生鮮のもの (一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの 二 乾燥したもの	一〇% 二〇% 無税 一〇% 二〇% 無税

別表第二第〇八・一〇項を次のように改める。

〇八・一〇	その他の果実(生鮮のものに限る。)	
〇八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	三%
〇八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	三%
〇八一〇・四〇	克蘭ベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実	三%
〇八一〇・六〇	ドリアン	二・五%
〇八一〇・九〇	その他のもののうち ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびれんし	二・五%

別表第二第〇八一・九〇号中「サワーチェリー」の下に「ブルヌス・ケラスス」を加え、「なし」を「梨」に改める。

別表第二第〇八一・三・五〇号中「くり」の下に「カスターネア属のもの」を、「ピスタチオナット」の下に「コーラナット(コラ属のもの)」を加え、「びんろう子を除く。」を削る。

別表第二第〇九・〇四項中	「〇九〇四・二〇」	とうがらし属又はビメンタ属の果実(乾燥したもの(破碎及び粉砕のいずれもしてないものに限る。))	無税
		一 小売用の容器入りにしたもの	無税

〇九〇四・二二	とうがらし属又はビメンタ属の果実	
〇九〇四・二二	破碎し又は粉砕したもの	無税
	一 小売用の容器入りにしたもの	無税

別表第二第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までを次のように改める。

〇九・〇七	丁子(果実、花及び花梗に限る。)	
〇九〇七・一〇	破碎及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
〇九〇七・二〇	破碎し又は粉砕したもの	無税
	一 小売用の容器入りにしたもの	無税

〇九・〇八

肉づく、肉づく花及びカルダモン類
肉づく

破碎及び粉砕のいずれもしてないもの
一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

肉づく花

破碎及び粉砕のいずれもしてないもの
一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

カルダモン類

破碎及び粉砕のいずれもしてないもの
一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウェイの種及びジュニパーベリー

コリアンダーの種

破碎及び粉砕のいずれもしてないもの
一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

クミンの種

破碎及び粉砕のいずれもしてないもの
一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

アニス、大ういきよう、カラウェイ又はういきようの種及びジュニパーベリー

〇九〇九・六一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税
〇九〇九・六二	破砕し又は粉砕したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	無税
〇九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カ レーその他の香辛料 しょうが	無税
〇九一〇・一一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの 二 その他のもの	無税
〇九一〇・一二	(一) 小売用の容器入りにしたもの (二) その他のもの 破砕し又は粉砕したもの 二 その他のもの	無税
〇九一〇・二〇	(一) 小売用の容器入りにしたもの (二) その他のもの サフラン	無税
〇九一〇・三〇	一 小売用の容器入りにしたもの うこん	無税
〇九一〇・九一	一 小売用の容器入りにしたもの その他の香辛料 この類の注1(b)の混合物 一 カレー 二 その他のもの (一) 小売用の容器入りにしたもの その他のもの	三・六％ 無税
〇九一〇・九九	一 小売用の容器入りにしたもの その他のもの	無税
別表第二二〇・〇二項を次のように改める。		
一〇・〇二	ライ麦	無税
一〇〇二・一〇	播種用のもの	無税
一〇〇二・九〇	二 その他のもの その他のもの	無税

別表第二二〇・〇七項及び第一〇・〇八項を次のように改める。		
二〇・〇七	グリーンソルガム	無税
一〇〇七・一〇	播種用のもの	無税
一〇〇七・九〇	二 その他のもの その他のものうち	無税
一〇・〇八	関税定率法第一三条第一項の適用を受けないもの そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物 フォニオ(デイギタリア属のもの) 二 その他のもの	無税
一〇〇八・四〇	二 その他のもの	無税
一〇〇八・五〇	キヌア(ケノボディウム・クイノア)	無税
一〇〇八・九〇	二 その他のもの その他の穀物 二 その他のもの	無税
別表第二二一・〇二項を次のように改める。		
一一・〇二	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	七・五％
一一〇二・九〇	その他のもの 四 その他のものうち ライ麦粉	七・五％
別表第二二二・一二項を次のように改める。		
一二・一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとう きび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したもの) に限るものとし、粉砕してある核及び仁その他の植物性生 主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生 品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティヴム) の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当する ものを除く。)	
一二二二・二二	海藻その他の藻類 食用に適するもの	
一二二二・二九	三 その他のものうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス) その他のもの 一 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐ さ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの ち ふのり属のもの	八％ 無税

一二・一二・九四	その他のもの	四・五%
一二・一二・九九	チコリーの根	
	その他のもの	
別表第二一六〇四・一六号の次に次の一号を加える。	二 その他のもの	無税
一六〇四・一七	うなぎ	七・二%
別表第二一六〇四・一六号の次に次の一号を加える。	一六〇四・三〇	四・八%
	キャビア及びその代用物	を
一六〇四・三一	キャビア及びその代用物	
一六〇四・三二	キャビア	四・八%
	キャビア代用物	に改める。
	キャビア	四・八%
別表第二一六〇五・一〇五項を次のように改める。	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
一六〇五・一〇	かに	七・二%
	二 その他のもの	
	シュリンプ及びブローン	
一六〇五・二二	気密容器入りでないもの	
	一 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%
一六〇五・二九	その他のもの	
	一 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%
一六〇五・三〇	ロブスター	
	一 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	
	一 えび	三・二%
	(一) 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%
	二 その他のもの	七・二%

軟体動物	一六〇五・五一	七・二%
かき	一六〇五・五二	七・二%
スキャロップ（いたや貝を含む。）	一六〇五・五三	七・二%
い貝	一六〇五・五四	七・二%
いかのうち	一六〇五・五五	九%
気密容器入りのもの	一六〇五・五六	七・二%
たこ	一六〇五・五七	七・二%
クラム、コックル及びアーケシエル	一六〇五・五八	七・二%
あわび	一六〇五・五九	七・二%
かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）		
その他のもの		
一 いかのうち		
気密容器入りのもの		九%
二 その他のもの		七・二%
その他の水棲無脊椎動物		
なまこ	一六〇五・六一	八%
うに	一六〇五・六二	八%
くらげ	一六〇五・六三	八%
その他のもの	一六〇五・六九	八%
一 うに		八%
二 くらげ		八%
三 その他のもの		七・二%
別表第二二〇〇・三項を次のように改める。		
二〇〇・三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇〇三・九〇	その他のもの	
一 トリフ		
(一) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		四・八%
(二) その他のもの		五・三%
別表第二二〇〇八・一九号中「いつた」を「煎つた」に改め、「ハーゼルナット」の下に「コリユルス属のもの」を加える。		

	関税定率法別表(以下この表において「関税率表」という。第〇三〇一・九号の二の一)第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百
	(一)又は(二)を「第一一二・一一一号」の一又は二に、「第一一二・一二〇号」の一の(三)を「第一一二・一二一號」の二に改める。
	別表第五第四項中「第一一二・一二〇号の一
	の(一)又は(二)」を「第一一二・一一一号の一又は二に」、「第一一二・一二〇号の一の(三)」を「第一一二・一二一號」の二に改める。
	別表第五第五項中「第一七〇一・一一一号の二、第一七〇一・一二二号の二」を「第一七〇一・一二二號」の二、第一七〇一・一四号の二に、「分みつ糖」を「分蜜糖」に改める。

別表第五第七項中「分みつ糖」を「分蜜糖」に、
「第一二二・二〇号」を「第一二二・二二号」
に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法第四条の改正規定、同法第
七条の九の改正規定、同法第十五条の改正規
定、同法第十五条の三の改正規定、同法第十
八条の二の改正規定、同法第二十条の改正規
定、同法第二十条の二の改正規定、同法第三
十条の改正規定、同法第四十一条の改正規
定、同法第四十三条の三の改正規定、同法第
六十三条の改正規定、同法第六十七条の二の
改正規定(「関税暫定措置法第八条の二第一項
第二号(特惠関税等)」に規定する特定鉱工業産
品等であつて同項を「メキシコ協定第五条一
(メキシコ協定附属書一の日本国の表におい
て関税の譲許が一定の額を限度の基準として
定められている物品でその譲許の便益の適用
を受けるものに係る場合に限る。)」に改める
部分を除く。)、同法第六十七条の三の改正規
定、同法第六十七条の十一及び第六十七条の
十二を削る改正規定、同法第六十七条の十を
同法第六十七条の十二とする改正規定、同法
第六十七条の九の改正規定、同条を同法第六
十七條の十一とする改正規定、同法第六十七
条の八の改正規定、同条を同法第六十七條の
十とする改正規定、同法第六十七條の七を同
法第六十七條の九とする改正規定、同法第六
十七條の六の改正規定、同条を同法第六十七
條の八とする改正規定、同法第六十七條の五

を同法第六十七條の七とする改正規定、同法
第六十七條の四の改正規定、同条を同法第六
十七條の六とする改正規定、同法第六十七條
の三の次に二条を加える改正規定、同法第六
十七條の十三の改正規定、同法第六十九條の
十一の改正規定(「電子的方式、磁気的方式
その他の人の知覚によつては認識することがで
きない方式で作られる記録であつて、電子計
算機による情報処理の用に供されるものをい
う。)」を削る部分に限る。)、同法第七十五條
の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同
法第九十五條の改正規定、同法第一百五條の改
正規定(「電子的方式、磁気的方式その他の
人の知覚によつては認識することができない
方式で作られる記録であつて、電子計算機に
よる情報処理の用に供されるものをいう。次
号において同じ。)」を削る部分、「呈示させ」
を「提示させ」に改める部分及び「第六十七條
の十一第三項」を「第六十七條の四第三項」に
改める部分に限る。)、同法第一百四條の二の
改正規定(同条第十号の次に一号を加える部
分を除く。)、及び同法第一百五條の二の改正規
定並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆
国との間の相互協力及び安全保障条約第六條
に基づく施設及び区域並びに日本国における
合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う
関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十
七年法律第百二十二号。第四号において「地位
協定臨時法」という。))第五条の改正規定及び
附則第八條中輸入品に対する内国消費税の徴
収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七
号。次号及び第三号並びに次条第一項におい
て「輸徴法」という。))第十一条の改正規定。平
成二十三年十月一日

二 第二条及び第六條の規定並びに附則第八條
中輸徴法第十六條の改正規定並びに附則第十
條及び第十一条の規定。平成二十四年一月一
日
三 第三条中関税法第七條の十五の改正規定、
同法第十三條の改正規定及び同法第十四條か
ら第十四條の三までの改正規定並びに附則第
八條中輸徴法第二十條の改正規定。所得税法
等の一部を改正する法律(平成二十三年法律
第 号)の施行の日
四 第三条中関税法第八十八條の二の改正規
定、同法第一百五條の改正規定(「電子的方
式、磁気的方式その他の人の知覚によつては
認識することができない方式で作られる記録
であつて、電子計算機による情報処理の用に
供されるものをいう。次号において同じ。)」
を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改
める部分及び「第六十七條の十一第三項」を
「第六十七條の四第三項」に改める部分を除
く。)、同法第一百五條の二を同法第一百五條の三
とする改正規定、同法第一百五條の次に一
を加える改正規定、同法第一百四條の二の改
正規定(同条第十号の次に一号を加える部分に
限る。)、及び同法第十六條の改正規定並びに
第四條の規定並びに附則第六條中地位協定臨
時法第十條の改正規定及び附則第七條の規
定。所得税法等の一部を改正する法律(平成
二十三年法律第 号)附則第一条第三号
に規定する日
五 第三条中関税法第六十九條の二の改正規定
及び同法第六十九條の十一の改正規定(「電
子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつ
ては認識することができない方式で作られる

記録であつて、電子計算機による情報処理の
用に供されるものをいう。)」を削る部分を除
く。不正競争防止法の一部を改正する法律
(平成二十三年法律第 号)の施行の日
(関税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第三条の規定による改正後の関税法以
下「新関税法」という。第七條の十五及び第十四
條から第十四條の三までの規定(これらの規定
を輸徴法第六條第六項又は附則第八條の規定に
よる改正後の輸徴法(以下この項において「新輸
徴法」という。))第二十條において準用する場合
を含む。))は、前条第三号に定める日以後に新関
税法第十四條第四項(新輸徴法第二十條におい
て準用する場合を含む。))に規定する法定納期限
等が到来する関税及び内国消費税(輸徴法第二
條第一号に規定する内国消費税をいう。以下こ
の項において同じ。))について適用し、同日前に
第三条の規定による改正前の関税法(以下この
条において「旧関税法」という。))第十四條第四項
(附則第八條の規定による改正前の輸徴法第二
十條において準用する場合を含む。))に規定する
法定納期限等が到来した関税及び内国消費税に
ついては、なお従前の例による。
2 新関税法第八十八條の二第一項の規定は、前
條第四号に定める日以後にする同項に規定する
行為について適用し、同日前にした旧関税法第
八十八條の二第二項に規定する行為について
は、なお従前の例による。
3 新関税法第一百五條第一項第六号の規定は、前
條第四号に定める日以後に同項第六号に規定す
る輸入者等(以下この項及び第五項において「輸
入者等」という。))に対して行う質問、検査又は
提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き

改め、同項第四号中「第二七二〇・一九号の一の(三)のAの(b)」の下に「又は第二七二〇・二〇号の一の四のAの(b)」を加える。

第九十条の六第一項中「第二七二〇・一九号の一の(三)のA」の下に「又は第二七二〇・二〇号の一の四のA」を加える。

第九十条の六の二第二項中「第二七二〇・一九号若しくは第二七二〇・一九号を」第二七二

〇・一二号、第二七二〇・一九号若しくは第二七二〇・二〇号に改め、「第二七二〇・一九号の一の(三)の下に「又は第二七二〇・二〇号の一の四」を加える。

(石油石炭税法の一部改正)

第十一条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二七二〇・一一号及び第二七二〇・一九号」を「第二七二〇・一二号、第二七二〇・一九号及び第二七二〇・二〇号」に改める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、硝酸バリウム等の関税率の撤廃、輸出申告の時期の見直し、外国貿易機が入港する際の報告事項の拡充、特惠関税制度についての適用期限の延長等、暫定関税率の適用期限の延長及び関税率表の品目分類の調整等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特惠関税制度、関税率等について

所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの充実・強化等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特惠関税制度の改正

平成二十三年三月三十一日に適用期限が到来する開発途上国の産品に対する特惠関税制度について、その適用期限を十年延長するとともに、特定の鉱工業産品等に係る特惠関税の適用の停止の特例を廃止し、鉱工業産品等の特惠税率について引上げを行う等所要の改正を行うこと。

2 暫定関税率等の適用期限の延長等

平成二十三年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長等を行うこと。

3 貿易円滑化のための税関手続の改善

輸出申告について、貨物を保税地域等に入れることなく行うことができることとするほか、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された通関業者及び製造者の関与する輸出申告に対する特例措置の改善等を行うこと。

4 税関における水際取締りの充実・強化

外国貿易機等の運航者等に対し、その入港の前に、予約者の予約情報等について報告を求めることができることとするほか、アクセスコントロール等回避機器を、輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加すること。

5 その他

個別品目の関税率の改正、関税率表の品目分類に関する改正、納税環境整備のほか、所

要の規定の整備を行うこと。

6 施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十三年四月一日から施行すること。

なお、以上の改正により、平成二十三年度において二百億円の増収が見込まれる。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特惠関税制度、関税率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの充実・強化等を図るもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十三年三月二十二日

財務金融委員長 石田 勝之

衆議院議長 横路 孝弘殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年一月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年

法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百五十六億二千八百五十万特別引出権」を「三百八億二千五十万特別引出権」に改める。

第二条の二に次の一項を加える。

12 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十八億四千四百四十万ドルの範囲内において、出資することができる。

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

6 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、二千六百三十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

第二条第一項中「前条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第三条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

17 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千三百四十五億八千四百二十二万円の範囲内において、出資することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、第一条の規定による改正後の國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により國際通貨基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権に よる三十八億三千五百九十八万特別引出権に 相当する本邦通貨の金額を限り、特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十条に 規定する積立金から外国為替資金に組み入れる ことができる。

理 由

國際通貨基金、國際復興開發銀行、國際金融公 社及び國際開發協會に対する加盟国の出資総額が それぞれ増額されることとなるに伴い、我が 国のこれらの機關への出資額を増額するための措 置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提 出する理由である。

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加 盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正 する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、國際通貨基金、國際復興開發銀行、 國際金融公社及び國際開發協會に対する加盟国 の出資総額がそれぞれ増額されることとなるこ とに伴い、我が国のこれらの機關への出資額を 増額するための措置を講ずるもので、その主な 内容は次のとおりである。

1 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加 盟に伴う措置に関する法律の一部改正
(一) 政府は、國際通貨基金に対し、三百八億

二千五十万特別引出権に相当する金額(現 行は百五十六億二千八百五十万特別引出権 に相当する金額)の範囲内において出資す ることができること。

(二) 政府は、國際復興開發銀行に対し、従来 の出資の額のほか、國際復興開發銀行協定 第二条第二項(a)に規定する合衆国ドルによ る三十八億四千四百四十万ドルの範囲内 に おいて出資することができること。

2 國際金融公社への加盟に伴う措置に関する 法律の一部改正

政府は、國際金融公社に対し、従来の出資 の額のほか、二千百三十六万合衆国ドルの範 囲内において出資することができること。

3 國際開發協會への加盟に伴う措置に関する 法律の一部改正

政府は、國際開發協會に対し、従来の出資 の額のほか、三千三百四十五億八千四百二十 二万円の範囲内において、出資することがで きること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、國際通貨基金、國際復興開發銀行、 國際金融公社及び國際開發協會に対する加盟国 の出資総額がそれぞれ増額されることとなるこ とに伴い、我が国のこれらの機關への出資額を 増額するための措置を講ずるもので、時宜に適 うものと認め、可決すべきものと議決した次第 である。

三 本案施行に要する経費

國際復興開發銀行に対する追加出資のうち、 現金による払込分については、平成二十三年度

一般会計予算に「政府開發援助國際復興開發銀 行出資金」として約二十五億円が計上されてい る。また、国債による払込分については、同年 度償還見込額(約百六十七億円が予定されてい る。)が、同予算の國債費の中に含まれている。

國際金融公社に対する追加出資は、全額國債 により行うこととしているが、平成二十三年 度償還見込額(約十九億円が予定されている。) が、同年度一般会計予算の國債費の中に含まれ ている。

國際開發協會に対する追加出資は、全額國債 により行うこととしているが、そのうち、平成 二十三年度償還見込額(約八百四十三億円が予 定されている。)が、同年度一般会計予算の國債 費の中に含まれている。

右報告する。

平成二十三年三月二十二日

財務金融委員長 石田 勝之

衆議院議長 横路 孝弘殿

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るた めの臨時措置に関する法律の一部を改正する 法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年一月二十五日

内閣総理大臣 菅 直人

中小企業者等に対する金融の円滑化を図る ための臨時措置に関する法律の一部を改正 する法律

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るた めの臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九

十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十三年三月三十一 日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

金融機關の業務の健全かつ適切な運営の確保に 配意しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行 及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入 者の生活の安定を引き続き期するため、中小企業 者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律の期限を一年間延長する必要がある。 これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図る ための臨時措置に関する法律の一部を改正 する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、金融機關の業務の健全かつ適切な運 営の確保に配意しつつ、中小企業者の事業活動 の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並び に住宅資金借入者の生活の安定を引き続き期す るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を 図るための臨時措置に関する法律の期限を一年 間延長するもので、その内容は次のとおりであ る。

1 中小企業者等に対する金融の円滑化を図る ための臨時措置に関する法律が失効するもの とされる期限(平成二十三年三月三十一日) を、平成二十四年三月三十一日までに延長す ること。

2 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を引き続き期するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限を一年間延長するもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十三年三月二十二日

財務金融委員長 石田 勝之
衆議院議長 横路 孝弘殿

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

右

平成二十三年二月一日

内閣総理大臣 菅 直人

踏切道改良促進法の一部を改正する法律
踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「平成十八年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第三項中「歩行者等立体横断施設の整備」の下に「(以下「立体交差化等」という。)」を加え、同条第四項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に改める。

第四条の見出しを「(立体交差化計画等及び保安設備整備計画)」に改め、同条第一項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に改め、「国土交通大臣の指定する期日までに」を削り、「歩行者等立体横断

施設整備計画」の下に「(以下「立体交差化計画等」という。)」を加え、「提出しなければならない」を「提出することができる」に改め、後段を削り、同

条第十項中「第七項」を「第十項(第十一項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「立体交差化計画、構造改良計画若しくは歩行者等立体横断施設整備計画(第五項本文の規定により国土交通大臣が作成したものを除く。)」又は「第一項(第十一項において準用する場合を含む。)」の規定により提出された立体交差化計画等又は前項の規定により提出された」に改め、「保安設備整備計画」の下に「(以下単に「保安設備整備計画」という。)」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化計画等」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第一項から第五項まで及び前項の規定は第一項の規定により提出された立体交差化計画等の変更について、第七項から第九項までの規定は第六項の規定により作成された立体交差化計画等の変更について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「提出することができる」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。

第四条第六項中「前項」を「第六項」に、「立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化計画等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に、「あらかじめ当該指定に係る鉄道事業者の意見を聴いて、立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」

を「当該踏切道について立体交差化計画等」に改め、ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 国土交通大臣は、前項の規定により立体交差化計画等を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により立体交差化計画等を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に立体交差化計画等の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

8 国土交通大臣は、第六項の規定により立体交差化計画等を作成するときは、前条第一項に規定する期間において当該踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、同項の期間を経過した後に当該踏切道を改良することをその内容とすることができる。

第四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により協議する場合において、鉄道事業者と国土交通大臣以外の道路管理者との協議が成立しない」を「第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により立体交差化計画等を作成するときは、前条第一項に規定する期間において当該踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、同項の期間を経過した後に当該踏切道を改良することをその内容とすることができる。

(改良の実施)
第五条 第三条第一項の規定による指定(立体交

差化等に係るものに限る。)に係る鉄道事業者及び道路管理者は、同項に規定する期間において、同項の規定により定められた改良の方法により当該踏切道の改良を実施しなければならない。

2 前項の鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定により立体交差化計画等を提出した場合又は同条第六項の規定により立体交差化計画等が作成された場合(当該立体交差化計画等について変更があつた場合を含む。)においては、前項の規定にかかわらず、当該立体交差化計画等に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

3 第三条第一項の規定による指定(保安設備の整備に係るものに限る。)に係る鉄道事業者は、保安設備整備計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

第六条第二項中「前項」を「第三項」に改め、「国土交通大臣以外の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項中「鉄道事業者及び国土交通大臣以外の」を「前条第二項に規定する場合において、同条第一項の鉄道事業者及び」に改め、「又は鉄道事業者」を削り、「なく」の下に「当該」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、前条第三項の鉄道事業者が正当な理由がなく保安設備整備計画に従つて当該踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者に対して、当該保安設備整備計画に従つて当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

第六条に第一項として次の一項を加える。
国土交通大臣は、前条第一項の鉄道事業者及

び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。)が正当な理由がなく同項の規定による踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、第三条第一項の規定により定められた改良の方法により当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

第七条第一項中「立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「第三条第一項の規定による指定であつて立体交差化等に係るものがあつた場合における当該踏切道の立体交差化等による改良」に改める。

第九条第一項中「立体交差化計画」を「第四条第一項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定により提出された立体交差化計画又は同条第六項の規定により作成された立体交差化計画」当該立体交差化計画の変更があつたときは、その変更後のもの」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の踏切道改良促進法(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定による踏切道の指定は、この法律による改正後の踏切道改良促進法(以下「新法」という。)第三条第一項の規定に基づいてしたものとなす。

2 この法律の施行前に旧法第四条第一項の規定により提出された立体交差化計画等(立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断

施設整備計画をいう。以下この条において同じ。)、旧法第四条第五項の規定により作成された立体交差化計画等又は同条第八項の規定により提出された保安設備整備計画は、それぞれ新法第四条第一項の規定により提出された立体交差化計画等、同条第六項の規定により作成された立体交差化計画等又は同条第十二項の規定により提出された保安設備整備計画とみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第四条第二項の規定による裁定の申請(立体交差化計画等の変更に係るものに限り)は、新法第四条第十一項において準用する同条第三項の規定による裁定の申請とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の項中「第四条第七項」を「第四条第十項(同条第十一項において準用する場合を含む。)」に改める。

(鉄道事業法の一部改正)

第四条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三の見出し中「かわるる」を「関わる」に改め、同条中「第六条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「かわるる」を「関わる」に改める。

理 由

最近における踏切事故の発生状況等に鑑み、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成二十三年以降の五箇年間に於いて踏切道の改良を促進するための措置を講ずると

ともに、国土交通大臣が指定した踏切道の改良に関する手続を見直す等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における踏切事故の発生状況等に鑑み、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成二十三年以降の五箇年間に於いても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、国土交通大臣が指定した踏切道の改良に関する手続の見直し等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成二十三年以降の五箇年間に於いて改良することが必要と認められるものについて、指定すること。

2 踏切道の改良に係る計画のうち、立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画(以下「立体交差化計画等」という。)であつて鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者が作成するものについて作成及び提出の義務付けを廃止し、任意の作成及び提出とすること。

3 立体交差化計画等を作成するときは、1に規定する期間(以下「指定期間」という。)において踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、指定期間を経過した後、当該踏切道を改良することをその内容とすることができること。

4 鉄道事業者及び道路管理者は、指定期間において指定の際に定められた改良の方法によ

り(立体交差化計画等を提出した場合又は国土交通大臣により立体交差化計画等が作成された場合においては、当該立体交差化計画等に従い)、当該踏切道の改良を実施しなければならないこと。

5 この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近における踏切事故の発生状況等に鑑み、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成二十三年以降の五箇年間に於いても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、国土交通大臣が指定した踏切道の改良に関する手続の見直し等について定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十三年度一般会計予算に踏切保安設備整備費補助金に係る経費一億四千九百万円、社会資本整備事業特別会計予算に連続立体交差事業資金貸付金に係る経費三千万円が計上されている。

右報告する。

平成二十三年三月二十三日

国土交通委員長 古賀 一成

衆議院議長 横路 孝弘殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右 国会に提出する。

平成二十三年二月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。	
(別冊)	
日本放送協会平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画	
平成23年度収支予算	
予算総則	
第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成23年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。	
第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。	
2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定による場合を除く。	
3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額から次項に定める額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。	
4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる支払方法に応じて支払う者(以下、この項において「対象契約者」という。)が、対象契約者又はその生計をとめる者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる支払方法により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。	
5 第1項の規定にかかわらず、事業所等での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。	
第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。	
第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。	
2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。	
第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。	
2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。	
第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。	
2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。	
第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。	
第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。	
第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する放送債券の償還又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。	
第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部をテレビジョン放送のデジタル化への対応、建設積立資産への繰入れ又は設備の新設、改善に充てることができる。	
第11条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。	
第12条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。	

別表第1

平成23年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
事業収入		692,692,747
受交付税金収入	料	668,084,758
交付税金収入	入	3,429,915
交付税金収入	入	9,300,000
交付税金収入	入	5,083,074
交付税金収入	入	2,000,000
交付税金収入	入	4,795,000
事業支出		688,686,543
国内放送放送納策費	送	283,731,936
国内放送放送納策費	費	14,289,087
国内放送放送納策費	費	59,721,231
国内放送放送納策費	費	29,685,507
国内放送放送納策費	費	5,294,388
国内放送放送納策費	費	8,529,127
国内放送放送納策費	費	125,599,841
国内放送放送納策費	費	56,579,886
国内放送放送納策費	費	12,546,571
国内放送放送納策費	費	69,851,000
国内放送放送納策費	費	15,323,969
国内放送放送納策費	費	2,534,000
国内放送放送納策費	費	5,000,000
事業収支差金		4,006,204

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
資本収入		85,000,000
事業収支差金受入れ	事業収支差金受入れ	4,006,204
事業収支差金受入れ	事業収支差金受入れ	7,218,796
事業収支差金受入れ	事業収支差金受入れ	69,851,000
事業収支差金受入れ	事業収支差金受入れ	2,924,000
事業収支差金受入れ	事業収支差金受入れ	1,000,000
資本支出		85,000,000
建設債券償還金	建設債券償還金	75,000,000
建設債券償還金	建設債券償還金	10,000,000
資本収支差金		—

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,878億9,774万7千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,861億5,254万3千円であり、経常収支差金は、17億4,520万4千円である。

事業収支差金40億620万4千円については、債務償還のために使用する。
(番組アーカイブ業務勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
事業収入		1,262,603
視聴料収入	視聴料収入	1,200,000
視聴料収入	視聴料収入	62,603
事業支出		2,708,017
既放送番組配信費	既放送番組配信費	2,220,839

	報 費 与 厚 生 費 費 費	260,908
	給 職 手 当 ・ 管 理 費	107,768
	退 職 通 償 却	42,928
	共 通 償 却	41,788
		33,786
事 業 収 支 差 金	△	1,445,414

(資本収支)			(単位 千円)		
款	項	金 額	款	項	金 額
資 本 収 入		33,786	資 本 収 入		33,786
資 本 支 出	減 価 償 却 資 金 受 入 れ	33,786	資 本 支 出	減 価 償 却 資 金 受 入 れ	33,786
資 本 収 支 差 金	建 設 費	33,786	資 本 収 支 差 金	建 設 費	33,786
		—			—

事業収支差金△14億4,541万4千円については、一般勘定からの短期借入金をもって補てんする。

(受託業務等勘定)
(事業収支)

(単位 千円)		
款	項	金 額
事 業 収 入		1,490,000
事 業 支 出	受 託 業 務 等 収 入	1,490,000
		1,256,000
	受 託 業 務 等 費 費	1,201,000
	財	55,000
事 業 収 支 差 金		234,000

事業収支差金2億3,400万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地 上 契 約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛 星 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送(暫定的離視聴対策事業に係る放送として社団法人デジタル放送推進協会が行う「地デジ離視聴対策衛星放送」(以下「地デジ離視聴対策衛星放送」という。))によるものを除く。)の自然の地形による離視聴地域(以下「離視聴地域」という。))又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

地デジ離視聴対策衛星放送対象リストにデジタル放送離視聴地区、改修困難共聴若しくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし協会が定める要件を備えた地域又は離視聴地域において、地デジ離視聴対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、地上契約を適用する。

なお、普通契約又は衛星普通契約を締結していた者で、協会所定の申請を行い、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置していた場合、放送受信契約の種別を変更しない限り、当分の間、平成19年9月30日までの契約種別を適用する。

別表第3 受信料額

契 約 種 別	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地 上 契 約	1,345円	7,650円	14,910円
衛 星 契 約	2,290円	13,090円	25,520円
特 別 契 約	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4・受信料額(沖縄県)

契 約 種 別	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地 上 契 約	1,190円	6,810円	13,280円
衛 星 契 約	2,135円	12,250円	23,890円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減する月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	230円	90円
100件以上	300円	

ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続払込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
クレジットカード継続払	協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行う支払

別表第7 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額200円
特別契約	ただし、12か月前払による場合は、月額2,420円

1 計画概説 平成23年度事業計画

平成23年度は、放送をめぐる環境が大きく変わる中、3か年経営計画の最終年度として、全組織を挙げて計画の達成に向け取り組み重要な年度である。
平成23年7月のテレビジョン放送の完全デジタル化に向けて、デジタルテレビジョン放送の普及に努め、国や他の放送事業者と連携した受信環境の整備を行う等、万全な対策を実施する。

放送サービスにおいては、受信料で成り立つ公共放送として放送の自主自律を堅持し、公平・公正で信頼できる情報や多様で質の高い番組をあまねく提供するとともに、幅広い視聴者の期待にこたえる番組や地域放送の充実等に力を注ぐ。衛星テレビジョン放送はハイビジョン2波に再編し、地上波も合わせたテレビジョン放送4波の個性を発揮したサービスを行う。また、様々なメディアを通じて、豊かで多様な情報を届けるとともに、国際放送による日本とアジアの情報発信の強化に努める。

協会の主たる財源である受信料については、公平負担に向けた取組を強化し、公共放送を支える受信料制度への理解を促進するとともに、一層効率的な契約収納活動を推進する。

さらに、組織の改革に全力で取り組み、視聴者からの信頼を高めるとともに、構造改革を推し進め、効率的な業務運営を行う。

- (1) 地上デジタルテレビジョン放送の受信状況の改善やサービス充実のための設備の整備を行うとともに、非常災害時における報道のための設備の整備及び老朽の著しい設備の更新等を行う。
- (2) 視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすために、経営の改革と公共放送の担い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。
- (3) 放送番組については、様々な世代に向けた多様な番組を編成するとともに、信頼される質の高い放送番組を通して社会や文化の発展に寄与する。また、報道の強化を図り、正確な情報を迅速かつ的確に伝え、視聴者の期待にこたえる。

さらに、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、地域を見つめ、地域とともに考える番組を強化する等、地域放送の充実に努める。

- (4) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送と邦人向け放送として、テレビジョン国際放送の充実を図るとともに、ラジオ国際放送については効果的かつ効率的な情報発信に努める。
- (5) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率の向上と受信料収入の確保に努める。
- (6) 調査研究については、デジタル放送の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- (7) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、番組ライオンナップの充実等により、利用者の拡大を目指す。
- (8) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- (9) 協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革の徹底による効率的な業務体制の構築を図り、放送番組の充実やコンプライアンスの強化等を推進する。また、放送会館の省エネルギー化を推進する等、環境経営に著実に取り組む。

2 建設計画 建設計画については、衛星放送施設の整備に10億5,000万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に180億6,000万円、放送会館の整備に66億6,000万円、放送番組設備の整備に364億7,000万円、研究施設の整備等に127億6,000万円、総額750億円をもって施行する。 (1) 衛星放送施設整備計画 衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備の整備を行う。 これらに要する経費は、10億5,000万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 地上デジタルテレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。また、老朽の著しい地上デジタルテレビジョン放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、122億1,000万円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局の建設及びF M放送局の建設調査を行う。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、58億5,000万円である。 (4) 放送会館整備計画 放送会館については、千葉放送会館の建設を完了するとともに、甲府放送会館の整備等を行う。 これらに要する経費は、66億6,000万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 非常災害時における報道のための設備の整備を行うとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備を行う。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、364億7,000万円である。 (6) 研究施設、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、放送会館の太陽光発電設備など環境経営推進のための設備の整備等を行う。 これらに要する経費は、92億3,000万円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、35億3,000万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 番組関係 (ア) 地上テレビジョン放送 総合テレビジョンは、基幹的な総合サービス波として、国民生活に不可欠なニュース・情	報番組、創造的な文化・教養番組や娯楽番組等の調和ある編成を行う。各世代に共感される多様な番組や、世代を超えて楽しみ、考える番組等の更なる充実を図るとともに、高品質でスケール感のある大型番組を放送する。また、生命・財産にかかわる非常災害時及び事件・事故の緊急時には、柔軟で機動的な編成により、迅速かつ的確な情報の提供を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。 教育テレビジョンは、未来を生きる子供たちや明日を担う若者を対象にした番組を強化する。また、福祉番組や趣味・実用・教養番組等の充実を図るとともに、定時のマルチ編成を行う。放送時間は、1日21時間を基本とする。 なお、アナログ地上テレビジョン放送は、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とするが、平成23年7月24日までに終了する。 (イ) 衛星テレビジョン放送 衛星テレビジョン放送は、4月から高画質のハイビジョン2波に再編し、それぞれの個性を打ち出したサービスを行う。 BS1は、国際情報・スポーツ情報波として、世界のニュースや経済情報等を伝える国際情報番組を刷新するとともに、視聴者の関心の高いスポーツ番組を一層充実する。また、最新の映像技術を駆使し、デジタル化のメリットを視聴者が実感できるような番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 BSプレミアムは、本物志向の教養番組や娯楽番組を中心に、良質で多彩な番組を編成する。また、先進的な演出手法やテーマ、ダイナミックな編成に挑戦し、新たなテレビ文化創造に貢献する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 なお、アナログ衛星テレビジョン放送は、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とするが、平成23年7月24日までに終了する。 (ロ) ラジオ放送 ラジオ第1放送は、ニュース・報道番組の一層の充実に取り組み、災害など緊急時には機動的な編成を行う。また、インターネットや携帯端末を通して聴取者との双方向化を進め、生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 ラジオ第2放送は、語学番組や文化・教養番組を一層充実する。また、語学番組を中心に様々なメディアを活用して聴取者が利用しやすい形での番組提供に努める。放送時間は、1日19時間を基本とする。 F M放送は、優れた音質を生かした多彩な音楽番組を中心に編成する。また、災害など緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行う等、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。
---	--

(エ) 地域放送 地域放送は、各地域の特性や要望に応じ、平日夕方のニュース・情報番組や夜間の視聴好適時間帯等の番組の充実を図る。地域を見つめ、地域とともに考える番組を強化し、地域からの全国発信を積極的に推進する。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F M放送で1日1時間50分を基本とする。	対して、10億6,952万1千円の減額となる。 (2) 国際放送 国際放送は、外国人向けと邦人向けのテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。また、インターネットによるサービスを行う。 外国人向けテレビジョン国際放送では、日本、アジアをはじめとする世界の情報を伝えるニュースを24時間毎正時に放送する。また、幅広いジャンルの多様な番組を全世界に向けて発信することで、諸外国へ日本とアジアの実情を伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献する。さらに、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大するとともに、ハイビジョン放送を推進する。放送時間は、1日23時間程度を基本とする。 邦人向けテレビジョン国際放送では、国内の主要なニュースや情報番組を中心に国内と同時放送を行うとともに、一部娯楽番組も交えて1日5時間程度、海外の日本人が必要とする日本の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確な情報の提供に万全を期す。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。 ラジオ国際放送については、日本・世界の最新の動向及び海外での安全に役立つ情報を的確に伝えるニュース・情報番組や、国際理解を促進する番組の充実を図る。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送合わせて、1日延べ56時間20分とする。 インターネットによるサービスについては、ニュースや番組のストリーミング配信等を更に充実する。 これらに要する経費は、総額142億8,908万7千円となり、前年度139億9,977万5千円に對して、2億8,931万2千円の増額となる。
(カ) 補完放送 データ放送は、地上及び衛星のデジタルテレビジョン放送各波で実施する。衛星テレビジョン放送の2波化とテレビジョン放送の完全デジタル化を機に、各波の特性と役割に応じたコンテンツを再編成し、充実を図る。 聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送は、テレビジョン放送の一部の番組で行い、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。 ワンセグ(携帯・移動端末向けサービス)は、デジタル総合テレビジョン及びデジタル教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。なお、デジタル教育テレビジョンでは一部で独自番組の放送を実施し、携帯・移動端末にふさわしい番組を放送する。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。 このほか、テレビジョン文字放送は、アナログ総合テレビジョンでニュース等の各種情報を提供するが、アナログ放送の終了と同時にサービスを終了する。	(3) 契約収納 受信料の公平負担の徹底に向けて、受信料未払者や未契約者への契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率の向上と受信料収入の確保に努める。あわせて、効果的かつ効率的な業務運営を行う。 これらに要する経費は、総額597億2,123万1千円となり、前年度583億8,358万8千円に對して、13億3,764万3千円の増額となる。
(キ) 放送番組の提供等 放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。 インターネットによるサービスについては、放送した番組等の提供を行うほか、放送番組の周知や災害関連情報等を提供する。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。 これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,075億7,863万1千円、番組の編成企画等に186億834万1千円で、総額2,261億8,697万2千円である。	(4) 受信対策 テレビジョン放送の完全デジタル化に向けて、国や他の放送事業者と連携し、難視聴対策など受信環境の整備を進めるとともに、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。また、受信相談など視聴者への受信サービス活動を展開する。 これらに要する経費は、総額296億8,550万7千円となり、前年度270億9,382万6千円に對して、25億9,168万1千円の増額となる。
イ 技術関係 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。 これら技術関係に要する経費は、総額575億4,496万4千円である。 以上により、国内放送費総額は、2,837億3,193万6千円となり、前年度2,848億145万7千円に	

- (5) 広報
公共放送への理解促進と視聴者層の拡大に向けて、多様で効果的な広報活動を展開する。また、視聴者との交流・直接対話を強化し、意見や要望又は苦情を迅速かつ的確に把握すること
で、放送及び業務運営へ反映させる回路の充実に努める。
さらに、デジタルテレビジョン放送の普及促進に向けて、周知広報活動を実施するほか、情報
公開に積極的に取り組む。
これらに要する経費は、総額52億9,438万8千円となり、前年度46億184万2千円に対して、6
億9,254万6千円の増額となる。
- (6) 調査研究
放送技術の研究については、放送と通信の連携サービス等デジタルテレビジョン放送の発展の
ための研究開発やスーパーハイビジョン(超高精細映像システム)等将来の映像文化の発展のため
の研究開発等を行う。
放送番組の研究については、若年層など視聴者層拡大のための多角的分析をはじめ、放送番組
の向上に寄与する調査研究を行うとともに、全国接触者率調査や放送評価調査を実施する等、視
聴者意向の的確な把握を行う。
これらに要する経費は、総額85億2,912万7千円となり、前年度85億4,439万円に対して、
1,526万3千円の減額となる。
- (7) 給与
給与については、適正な水準の維持を図る。
これに要する経費は、総額1,255億9,984万1千円となり、前年度1,258億8,428万1千円に対し
て、2億8,444万円の減額となる。
- (8) 退職手当及び福利厚生
退職手当及び福利厚生については、社会保険費の増等により、総額565億7,988万6千円とな
り、前年度564億9,738万1千円に対して、8,250万5千円の増額となる。
- (9) 共通管理
共通管理については、業務の見直し等により、総額125億4,657万1千円となり、前年度126億
5,440万9千円に対して、1億783万8千円の減額となる。
- (10) 番組アーカイブ業務
アーカイブ番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについて
は、番組ライブラリの充実等により、利用者の拡大を目指す。
これに係る収入は12億6,260万3千円、支出は27億801万7千円である。
- (11) 受託業務等
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。
これらに係る収入は14億9,000万円、支出は12億5,600万円である。

- (12) 信頼される公共放送のための組織風土及び業務運営の改革
視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすた
めに、経営の改革と公共放送の担い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。
組織横断的な人事異動の実施による高い専門性と広い視野を兼ね備えた公共放送の担い手の育
成等、組織・人事制度の改革により、活力にあふれた組織を実現する。また、コンプライアンス
意識を根づかせ、確かな公共放送人・ジャーナリストを育てるために、職員の採用・研修を強化
する。
内部統制の整備にあたっては、協会、子会社等の多様な業務を踏まえたリスクマネジメントを
定着させ、視聴者の負託にこたえることのできる事業運営を実施する。
さらに、協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革を徹
底し、完全デジタル化に対応した質の高い放送番組の充実やコンテンツの強化等を推進す
る。
子会社等については、グループ全体の最適な経営を目指し、効果的かつ効率的な業務運営を徹
底するとともに、透明性の高い事業運営を推進する。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成23年度	平成22年度	増	減
年度	初頭	21,914,000	22,294,000	△	380,000
年度	内新規	1,680,000	1,629,000		51,000
年度	内解約	2,030,000	2,009,000		21,000
年度	内増加	350,000	380,000		30,000
年度	未契約	21,564,000	21,914,000	△	350,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成23年度	平成22年度	増	減
年度	初頭	2,157,000	1,886,000		271,000
年度	内新規	425,000	508,000	△	83,000
年度	内解約	190,000	237,000	△	47,000
年度	内増加	235,000	271,000	△	36,000
年度	未免除	2,392,000	2,157,000		235,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成23年度	平成22年度	増	減
年度初頭契約件数		15,248,000	14,549,000		699,000
年度内新規契約件数		1,270,000	1,212,000		58,000
年度内解約件数		520,000	513,000		7,000
年度内増加契約件数		750,000	699,000		51,000
年度末契約件数		15,998,000	15,248,000		750,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成23年度	平成22年度	増	減
年度初頭免除件数		232,000	194,000		38,000
年度内新規免除件数		62,000	70,000	△	8,000
年度内解約件数		24,000	32,000		8,000
年度内増加免除件数		38,000	38,000		0
年度末免除件数		270,000	232,000		38,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区	分	平成23年度	平成22年度	増	減
年度初頭契約件数		10,000	9,000		1,000
年度内新規契約件数		0	1,000	△	1,000
年度内解約件数		0	0		0
年度内増加契約件数		0	1,000	△	1,000
年度末契約件数		10,000	10,000		0

(参考1)

有料契約見込総数

区	分	地上契約	衛星契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数		21,914,000	15,248,000	10,000	37,172,000

年度内増加契約件数	△	350,000	750,000	0	400,000
年度末契約件数		21,564,000	15,998,000	10,000	37,572,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	地上契約	衛星契約	合計
年度初頭契約件数		200,000	80,000	280,000
年度内増加契約件数		0	6,000	6,000
年度末契約件数		200,000	86,000	286,000

(参考2)

支払方法別受信契約件数

(1) 地上契約

区	分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	その他	合計
年度初頭契約件数		15,684,000	2,801,000	1,701,000	1,728,000	21,914,000
年度内増加契約件数	△	410,000	40,000	230,000	210,000	350,000
年度末契約件数		15,274,000	2,841,000	1,931,000	1,518,000	21,564,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	その他	合計
年度初頭契約件数		79,000	42,000	9,000	70,000	200,000
年度内増加契約件数		2,000	0	2,000	4,000	0
年度末契約件数		81,000	42,000	11,000	66,000	200,000

(2) 衛星契約

区	分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	その他	合計
年度初頭契約件数		10,436,000	3,340,000	1,124,000	348,000	15,248,000
年度内増加契約件数		310,000	210,000	270,000	40,000	750,000
年度末契約件数		10,746,000	3,550,000	1,394,000	308,000	15,998,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数					
区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	クレジット カード継続払	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	47,000	21,000	4,000	8,000	80,000
年度内増加契約件数	2,000	3,000	2,000	1,000	6,000
年度末契約件数	49,000	24,000	6,000	7,000	86,000

(3) 特別契約					
区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	合 計		
年度初頭契約件数	5,000	5,000	10,000		
年度内増加契約件数	0	0	0		
年度末契約件数	5,000	5,000	10,000		

5 要員計画			
区 分	要 員 数		
事業運営関係係	10,363人		
建設係	179		
合 計	10,542		

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内40人の純減を見込んだものである。

平成 23 年 度 資 金 計 画

- 資金計画の概要
平成23年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,236億1,142万1千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額7,264億9,888万5千円をもって施行する。
- 入金 の 部

受信料については、受信料収入予算6,680億8,475万8千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,625億8,475万8千円を予定する。
このほか、固定資産売却代金36億8,900万円、放送債券償還積立資産の戻入れ10億円、国際放送関係など交付金収入34億2,991万5千円、有価証券の償還250億円、受取利息その他の入金279億774

万8千円を見込む。
以上により入金額は、総額7,236億1,142万1千円である。

- 出 金 の 部
事業経費5,827億3,069万2千円、建設経費750億円、放送債券の償還100億円、有価証券の購入360億円、支払利息その他の出金227億6,819万3千円を合わせ出金額は、総額7,264億9,888万5千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)						
区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計	
1 前期末資金有高	90,934,250	128,677,125	101,161,962	125,955,882	—	
2 入 金	223,397,828	142,708,537	211,770,737	145,734,319	723,611,421	
受 信 料	210,317,573	124,782,483	200,711,128	126,773,574	662,584,758	
固定資産売却代金	184,233	1,340,820	503,758	1,660,189	3,689,000	
放送債券償還積立資産戻入れ	—	—	—	1,000,000	1,000,000	
交付金収入	19,609	1,703,845	2,615	1,703,846	3,429,915	
有価証券償還	5,100,000	10,000,000	5,300,000	4,600,000	25,000,000	
受取利息その他の入金	7,776,413	4,881,389	5,253,236	9,996,710	27,907,748	
3 出 金	185,654,953	170,223,700	186,976,817	183,643,415	726,498,885	
事業経費	156,760,753	143,912,509	148,951,470	133,105,960	582,730,692	
建設経費	14,020,755	11,705,214	20,464,552	28,809,479	75,000,000	
放送債券償還	—	—	—	10,000,000	10,000,000	
有価証券購入	11,500,000	8,500,000	10,500,000	5,500,000	36,000,000	
支払利息その他の出金	3,373,445	6,105,977	7,060,795	6,227,976	22,768,193	
4 期末資金有高	128,677,125	101,161,962	125,955,882	88,046,786	—	

日本放送協会平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成23年2月
総 務 大 臣

日本放送協会平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見

本年7月に迫ったデジタル放送への完全移行や、放送・通信の融合の一層の進展等、放送をめぐる環境が大きく変化する中で、日本放送協会(以下「協会」という。)は、抜本的な経営改革を着実に推進し、国民・視聴者から信頼される公共放送として、その社会的使命を確実に果たしていくことが求められている。

協会の平成23年度の収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、受信料収入の増加と事業支出の伸びの抑制により3年ぶりの黒字予算を編成しており、また、テレビ放送の完全デジタル化への取組を徹底するものとなっているなど、妥当なものと認められる。

収支予算等の実施に当たっては、国民・視聴者の目線に立って、抜本的な経営改革を進めつつ、放送番組の充実に努めるとともに、新しいメディア環境への対応を促進することで、公共放送に対する国民・視聴者の要望に十分に応えることを期待する。

このような観点から、収支予算等の実施に当たっては、特に下記の点について配慮すべきである。

記

1 抜本的な経営改革

- 公共放送としての役割や社会的使命を果たすため、経営改革に組織を挙げて全力で取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。
- 国民・視聴者の受信料により運営される公共放送として、業務の合理化、効率化に努めると。

- 国民・視聴者の理解が得られるよう、協会と子会社等との間の適切な業務委託や適正な人員配置などに留意し、全体として最適な経営の実現に努めること。
- 子会社等も含めた効率的な経営の観点から、協会と子会社等との間の契約の競争化により取引の透明化や経費の削減に一層努めること。

- 公共放送への信頼回復のため、職員一人一人の倫理意識の向上とコンプライアンス(法令等遵守)の確保のための取組について、実効性のあるものとなるよう、その徹底に更に努めること。

- 協会や子会社等の経営・業務等に関する情報公開を、一層積極的に進めること。
- 自ら排出するCO₂や事業系廃棄物の削減など環境に配慮した経営に積極的に取り組むこと。

2 放送番組の充実

- 番組編集に当たって、公共放送に対する国民・視聴者の要望に応えるとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。

- 正確かつ公平な報道に努めること。

- 災害その他の緊急事態の発生時における報道体制を充実・強化するとともに、災害時の放送確保に関する研究を推進すること。

- 地方向けの放送番組の制作に当たっては、地方の自立に向けた取組に配慮すること。

- できるだけ多くの国民・視聴者が放送番組に触れることができるよう、字幕放送や解説放送等

の計画的かつ着実な充実を進めること。

- 多様な放送番組が提供できるよう、適正な取引条件となるよう配慮しつつ外部制作事業者の能力の積極活用に努めること。

- 国際放送について、我が国の文化・経済等に係る情報発信を通じ、我が国が正しく理解され、国際理解・国際交流が進むよう、効率性にも配慮しつつ、番組内容の充実や視聴地域・視聴者の拡大に努めること。

3 テレビ放送の完全デジタル化への取組

- 本年7月のデジタルテレビ放送の完全移行に向けた取組に万全を期するとともに、アナログ停波後の対策にも積極的に取り組むこと。

- 特に、NHK共同受信施設のデジタル化、都市難視聴地域やいわゆる新たな難視聴地域における受信環境の整備において一層取組を強化すること。

- 地上・BSアナログ放送終了に関する国民・視聴者へのきめ細かな周知・広報、受信者からの相談対応を徹底すること。

- 地上デジタル放送日本方式に係る研究開発の成果がより広くいかされることで放送技術の進歩発達に寄与する観点から、同方式の国際展開に取り組むこと。

4 新しいメディア環境への対応

- 協会が制作した放送番組の国民・視聴者による視聴機会を拡大するため、二次利用等コンテンツの積極的な流通促進への取組に努めること。

- NHKオンデマンドの利用者の利便性向上を図りつつ収支改善に一層努めることをはじめ、インターネットの活用についての検討・取組を促進すること。

- 立体映像をはじめとする放送システムの人体への影響などの国民・視聴者の安心・安全の観点からの研究等を含め、新たな放送技術の研究開発に一層努めること。

5 受信料の公平負担の徹底等

- 視聴者行動の変化や技術革新の動向等も踏まえ、公平・公正で透明性の高い受信料の体系の在り方について、広く国民の意見を聞きながら幅広く検討すること。

- 受信料の公平負担を図るため、多様な手法を活用しつつ、未契約者及び未払者対策を一層徹底すること。

- 契約収納業務の経費削減に努めること。

理 由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、
承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告
書

一 本件目的

本件は、日本放送協会の平成二十三年年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成二十三年年度収支予算等について、「受信料収入の増加と事業支出の伸びの抑制により三年ぶりの黒字予算を編成しており、また、テレビ放送の完全デジタル化への取組を徹底するものとなっているなど、妥当なものと認められる」としたうえで、その実施に当たっては、「国民・視聴者の目線に立つて、抜本的な経営改革を進めつつ、放送番組の充実に努めるとともに、新しいメディア環境への対応を促進することとで、公共放送に対する国民・視聴者の要望に十分にこたえることを期待する」等とされている。

二 本件の要旨

1 収支予算

(一) 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ百四十億円増加の六千九百二十六億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ三十八億円増加の六千八百八十六億円、事業収支差金四十億円となっており、この事業収支差金四十億円は、債務償還に充当される。

なお、債務償還に要する四十九億円及び建設費の一部二十二億円の計七十二億円について、財政安定のための繰越金の一部を

もって補てんする。

(二) 受信料の額は、月額で、地上契約千三百四十五円、衛星契約二千二百九十円等、前年度どおりである。

2 事業計画

(一) 地上デジタルテレビジョン放送の受信状況の改善やサービス充実のための設備の整備を行うとともに、非常災害時における報道のための設備の整備及び老朽の著しい設備の更新等を行う。

(二) 視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすために、経営の改革と公共放送の担い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。

(三) 放送番組については、様々な世代に向けた多様な番組を編成するとともに、信頼される質の高い放送番組を通して社会や文化の発展に寄与する。また、報道の強化を図り、正確な情報を迅速かつ的確に伝え、視聴者の期待にこたえる。

さらに、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実に努めるほか、地域を見つめ、地域とともに考える番組を強化する等、地域放送の充実に努める。

(四) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送と邦人向け放送として、テレビジョン国際放送の充実に努めるとともに、ラジオ国際放送については効果的かつ効率的な情報発信に努める。

(五) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率の向上と

受信料収入の確保に努める。

(六) 調査研究については、デジタル放送の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(七) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、番組ラインナップの充実等により、利用者の拡大を目指す。

(八) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(九) 協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革の徹底による効率的な業務体制の構築を図り、放送番組の充実やコンプライアンスの強化等を推進する。また、放送会館の省エネルギー化を推進する等、環境経営に着実に取り組む。

3 資金計画

平成二十三年年度の資金計画は、受信料等による入金総額七千二百三十六億円、事業経費、建設経費等による出金総額七千二百六十四億円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成二十三年年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十三年三月二十四日

総務委員長 原口 一博

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議
今般の日本放送協会の新会長選出過程における情報の錯綜及び混乱を招く事態となった経営委員会の体制の不備は、公共放送の経営に関する最高意思決定機関としてあってはならないことであり、国民の信頼を著しく損ねた。その上、いまだに、不祥事を起こす職員が後を絶たず、由々しき事態となっている。

協会及び政府は、かかる深刻な事態を厳粛に受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、次の事項についてその実現を期すべきである。

一 経営委員会は、協会の業務執行の監督及び経営に関する最高意思決定機関として、その重い職責を担うものであることを十分に認識し、協会を共に構成する執行部との意思疎通を十分に図りながら、早急に新体制を構築し、国民・視聴者から信頼される公共放送の発展のための努力を行うこと。

また、政府は、委員については、全国、各分野から幅広く、公正な判断をすることができ十分な経験と見識を有する者が選任されるよう配慮するとともに、今後の委員の人選の在り方について十分な検討を行うこと。

二 協会は、内部統制機能の強化によるコンプラ
イアンスの徹底に努めるとともに、職員の一人
一人が、視聴者の目線に立ち、公共放送に携わ
る者としての高い倫理意識を確立し、組織一体
となって改革に取り組むこと。また、その取組
の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回
復に最善を尽くすこと。

三 協会は、災害時等において、国民が必要とす
る地域生活に密着した正確な情報や最新ニュー
スを時宜に応じて提供する必要があることか
ら、緊急報道体制のさらなる充実・強化に努め
ること。

また、今回の東北地方太平洋沖地震において
は、放送される情報が被災者に適切に提供され
るよう最善を尽くすとともに、その後の被災者
の状況を含め被災地の復興過程が国民・視聴者
に伝わるよう配慮すること。

さらに、高齢者、障害者に関わるデジタル・
デバイドの解消が喫緊の課題となっているこ
とから、字幕放送、解説放送等のさらなる拡充
を図ること。

四 政府は、放送が災害時等における貴重な情報
源であることを踏まえ、共聴施設の改修や経済
的弱者等の世帯における受信設備のデジタル化
の支援等にあらゆる対策を講じ、地上放送の完
全デジタル化の円滑な実現に万全を期すこと。

五 協会は、国民・視聴者との信頼関係に基づき
負担される受信料により維持運営されているこ
とを深く認識し、公平負担の観点からも、契約
の締結と受信料の収納が確保されるよう、公共
放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理
解促進に努めること。

六 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を
強く自覚し、自律性、不偏不党性を確保して、
真実に基づく報道、豊かで良質な番組の放送に
一層努めること。

七 デジタル放送への移行等、放送をめぐる環境
が大きく変化する中において、引き続き協会が
新しい時代の放送の担い手として先導的役割を
果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送
の在り方についても検討すること。